

第百二十三回 参議院労働委員会 會議録第七号

(二六七)

平成四年五月十四日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

鹿熊 安正君
真島 一男君
堀 利和君

補欠選任

平井 卓志君
岩崎 純三君
対馬 孝且君

五月十三日

辞任

岩崎 純三君

補欠選任

石渡 清元君

五月十四日

辞任

川原新次郎君
平井 卓志君

補欠選任

石川 弘君
岡部 三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

向山 一人君

田辺 哲夫君

仲川 幸男君

細谷 昭雄君

山中 郁子君

委員

石川 弘君

石渡 清元君

岡部 三郎君

佐々木 満君

山東 昭子君

清水 澄子君

庄司 中君

対馬 孝且君

西岡瑠璃子君

西野 康雄君

国務大臣

労働大臣

政府委員

労働大臣官房長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

中西 珠子君
笹野 貞子君
橋本孝一郎君
西川 潔君

近藤 鉄雄君

齋藤 邦彦君

佐藤 勝美君

北山 宏幸君

若林 之矩君

佐野 厚君

明石 智成君

下田 智久君

小野 邦久君

青山 俊樹君

風岡 典之君

説明員

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨日、岩崎純三君が委員を辞任され、その補欠として石渡清元君が選任されました。

○委員長(向山一人君) 労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○西野康雄君 よろしくお願いたします。

大臣にお伺いをいたしますが、大臣は東京へは奥様も御家族も御一緒でございますか、それとも単身赴任でございますか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 私は国会に参りまして二十年でございますが、前半は女房、家族を山形へ置きまして単身赴任だったわけでございますが、子供たちが高校を出まして、そしておかげさまでもう大学、社会人になっておりますので、今は家内、子供も東京が從でもって主でございます。しかし、しよっちゅう交代交代で選挙区に帰っておりますので、単身赴任というか、両方単身赴任しているような、そんなあいまいな状況でございます。

○西野康雄君 今回、法案をいろいろどんな角度で質問しようかと、サラリーマンの皆さんの実態だとかそういうふうなことを調べているうちに、単身赴任だとかそういう問題が非常に過労死だとかそういうところにつながっているということがよくわかってきたんです。西川潔先生も私も、愛妻を大阪あるいは西宮に置いてこちらに単身赴任でございます。月曜日の晩に来てそして金曜日に帰ると、こういうことでございます。

大阪で単身赴任の問題点を考える、そういうシンポジウムが開かれました。その中で田尻俊一郎

というお医者さんが、「単身赴任では家の喪失ということがストレスになり、疲労に結び付く。現代の神経を使う労働の疲れをいやすには、家庭的な心のなごみや通い合いが不可欠。特に中高年者の場合、外的条件の変化に対する適応能力が下がり、また、疲労回復力が低下するから、単身赴任は望ましくない」、こういうふうなことをお述べになっていらっしゃるんです。私は、そういうところがやっぱり労働災害だとかそういう部分にもつながっていくんじゃないだろうか、こんな気もいたしました。

そしてさらに、「単身赴任者はそれ以外の労働者より退社時間が早い、帰宅時間は遅いというデータがある」、ここが少し問題だとは思いますが、「つまり、寄り道時間が長いわけで、生活のリズムが狂うし、また、飲み屋などに通うようになると、アルコール依存症になったり、栄養の偏りがでてる」、こういうふうな注意を医師の立場からお述べになっておられます。つまり、労働時間が単身赴任者の場合、会社にいたり工事現場にいたりする時間は短くても、後の家庭喪失という部分で非常に問題部分があるんじゃないだろうか、そんな気もいたします。私も清水谷宿舎に、六時ごろ終わって宿舎バスで来ても、本当に寝るまでの時間が持ちあさたことになるんですね。ついついはやはり近所の飲み屋さんへ行ったりと、そういうふうなことになるわけでございます。

どうですかね。この単身赴任の問題だとか、あるいは異常なほどの通勤の多さ、こういうふうなものに対して、労働省自身これはやはり戒めていくべきことじゃないだろうか、かように思うんですが、大臣はどうでしょうか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 先生のお話よくわかるわけでありまして。私は、単身赴任については私みずからの経験に即しましていいことじゃないと、

本日の会議に付した案件

○労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(向山一人君) ただいまから労働委員会を開会いたします。

第十二部 労働委員会會議録第七号

平成四年五月十四日【参議院】

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

労働委員会會議録第七号

全く同じ考えでございます。

ただ、あえてこれは労働行政の分野であるかどうかであります。私は労働大臣になって以来、どうか、その前からの持論でございすけれども、まさに東京都と大阪への一極集中、二極集中といいますが、大都市集中を続けている限り、結局、生活、ゆとりある健康な生活はできない。だから、産業とかいろいろな事業、研究所、大学を含めてもう積極的に地方に分散する。そうすれば、そこで豊かでゆとりある生活ができる。しかも通勤時間も、山形なんかでは例えば車で三十分というのはいくらでも大変なところまで行くわけですね。だから、三十分以内の通勤で十分可能だと、こういうことでございす。しかし同時に、実は山形なんかでは例えば銀行の支店長さんと会社社の工場長さん、みんな単身赴任なんです。なぜ単身赴任かというと、今度は教育問題です。やっぱり支店長さんとか工場長さんというのは、みんな子供は高校ですよ。そうすると、高校までは東京とか大阪の高校じゃないといふ大学に入れない。だから、もう単身赴任でまさにヤマチョンしだしたやうわけですね。

ですから、私は県の知事さんや幹部にもよく話をして、文部省にも言っているんだけれども、もつとこれから地方の高等学校のレベルアップを、今の進学競争がいかに別として、事実としてやはり地方の教育水準をレベルアップする。あわせて、文化事業など地方のレベルアップをすることが企業の分散になり、そして単身赴任をなくする道じゃないか。かように考えて、労働行政の面からも地方分散を推進してまいりたいと、省内でもいろいろな検討をしておる次第でございます。

○西野康雄君 転勤が異常に多い、そしてその転勤の向こうに単身赴任があり、その向こうに過労死とか労働災害がある。こういうふうな意味においては、労働行政の立場から企業に対して転勤というものをどうとらえているのか。日本が異常なほど多いというふうな報告もこのシンポジウム

の中で行われております。鈴木さんを初め多くの官僚の皆さんもそういうふうなことを経験はなさっておられるだろうと思いますが、やはり転勤問題とかそういうことも視野に入れて労働行政はしていかなきゃならぬのじゃないかと思ひます。

そしてまた、もう一つは、快適職場というのには単に職場内だけにどまらな思ひます。長い通勤時間、こういうことも、ラッシュアワーのそういうふうなこともつながってくるかと思ひます。通勤ラッシュ緩和に対して、私自身は、私鉄に対してピークロード・プライシング、こういうふうな制度を導入させたりするのも一案ではないかなと思ひます。フレックスタイム制を企業に勧めていく。これはいいことなんです。さらにもう一歩、企業がフレックスタイム制を導入する、そういうふうなものをアクセルシートさすためにもこういうのがいいんじゃないかなと思ひます。

（委員長退席、理事仲川幸男君着席）

さまざまな選択肢にあふれた料金システムを導入する環境というのは、フレックスタイム制度の導入が企業の側で行われておりますからいいんじゃないかなと思ひます。JR西日本では既に昼間特割きとお制というのを導入しております。昼間への乗客のシフトがこれで進んだわけですね。JR東日本でもストアドフエシステムというプリペイドカードで、時間帯によって違った運賃体系のものを徴収できる、そういうふうなことも可能にしております。阪急電鉄も来年から同じシステムの導入を決めております。

ですから、ラッシュの時間帯の運賃を、通勤定期を含めて、思い切つて上げる。かわりにフレックス帯というのです。オフロードの運賃は下げて、そして価格のメカニズムによって通勤客の分散、そういうふうなものを分散誘導する。そういうことも私は考えていいんじゃないだろうか。労働の適用が通勤時間の通勤途上にまで及んでいなければ、そういうふうなことを労働行政の立場から

ら考えてもいいんじゃないかなと思ひますが、大臣の御所見はいかがでしょう。

○国務大臣（近藤鉄雄君） まさに先生御指摘のようピーク時の混雑というのは大変なものでございすので、通勤時間等をならしていくということとは非常に大事なことでございす。例えば、電力料金なんかでもピーク時の電力料金と深夜、電力でもそうですし、いろんなそういうそれなりの需給バランスをとりながら格差をつけている例があるわけではございすので、JRその他私鉄を含めまして、交通機関においてもそういうことを積極的に考えていただくということは大変必要なことではないか、こう考えております。

○西野康雄君 それでは、快適職場形成の促進についてお伺いをいたします。

現行労働安全衛生法の第二十八条第四項に、望ましい作業環境の標準に関する規定があります。調べたところ今までの標準が公表されたことがないように思ひますが、今度は標準については、望ましい作業環境の標準については「することができ」から「するものとする」というふうに変更されております。この点について、指針はきつちりと公表されるのでしょうか。

○政府委員（佐藤勝美君） ただいま先生が御指摘になりましたように、現行の労働安全衛生法では、二十八条四項で「望ましい作業環境の標準を公表することができ」ということになっております。けれども、これまでは作業環境改善対策につきましては、作業環境測定を実施する、あるいは局所排気装置を設置するといったような有害因子を取り除くということを中心にして職業性疾病予防対策の充実を図るということを優先して行ってきたわけではございす。こういったことはもちろんただいまでも、あるいは今後とも非常に重要なものでございす。そういうところを優先して対策を講じてきたために「望ましい作業環境の標準を公表する」というところまで至っていないわけではございす。

しかし、今回のただいま御審議をいただいております法案によりまして改正では、最近の技術の進展によりまして労働環境の変化があります中で労働者の中に疲労、ストレスを感じる者が高い割合に達しているというふうなことで、働きやすい職場づくりが大変重要となっているというところで、事業者が作業環境を含めまして快適な職場環境形成のための措置を有効に、また適切にできるようにするために事業者が実施すべき措置の内容を指針として公表することとしたものでございす。

この指針につきましては、中央労働基準審議会の意見を聞きながら定めることになるわけですが、法案成立の時にはできるだけ早い時期に作成をして公表したいというふうなことを考えているところでございす。

○西野康雄君 「公表するものとする」ということですから、ぜひとも公表をしていただきたいと思います。

次に、安全衛生法は安全衛生の基準を罰則をもって事業者等に実施させ、そして必要に応じて監督をするという、それがもう従来の枠組みであつたと思ひます。しかし、快適な職場環境の促進というのには強制力もなければ監督もない、少し従来の枠組みと異なつた制度だということを感じたわけですが、どうしてこんな枠組みを導入なさつたのか、そこをお伺いしたいと思います。

○政府委員（佐藤勝美君） 「快適な職場環境の形成のための措置」の趣旨につきましては先ほど申し上げたとおりでございす。こういった措置は、労働者の危険あるいは健康障害を防止するための最低限必要な措置が実施をされているということを前提にして、その上でさらに一歩進んだより安全衛生水準の高い職場環境の形成を目指すというものでございす。そういう意味で事業者が自主的に取り組むべき措置であるというところで努力義務という規定にいたしましたものでございす。

○西野康雄君 努力義務というんですか、そういう

うふうなことで監督色や強制色がないということになる。ところが、実効性が危ないという感じもあるわけですが、それを補う意味もあつて、いろいろな融資制度とか融資の条件等を定めてきたんじゃないかと思うんですが、その融資制度の概要あるいは融資条件等を詳しく御説明くださいます。

○政府委員(北山宏幸君) 快適な職場環境の形成につきましては、これは本来事業者の自主的な努力によつて推進されるべきものであるというふうな考えであるところではございますけれども、国といたしましては、このような事業者の努力を側面から支援するための指針の策定であるとか、あるいは職場環境の改善に資する各種融資制度の紹介であるとか、あるいは快適な職場環境についての相談等の援助を行うこと等をしていくところでございます。

また、快適な職場環境の形成のための投資というのは直ちに収益の向上に結びつくものではないため、企業としては職場環境改善の意向は持つつつも、このような投資のプライオリティーは低くなり、なかなかあるというふうな思いがあります。そういうことから、快適職場の意義を十分理解しつつも、そのための資金の確保に困難を来す企業も相当数あるんじゃないかというふうな思っているところでもございまして、日本開発銀行による低利融資制度を創設することとしたものでございまして、日本開発銀行の融資制度につきましては、労働大臣が公表する快適な職場環境に関する指針、この指針に適合するように職場環境の改善を進める事業者に対して必要な資金を長期かつ低利で融資するというものでございまして、融資条件としては、まず第一に金利は現在の時点で五・九%でございまして、融資比率は四〇%、それから融資対象といたしましては、工場における作業環境の改善のための施設であるとか設備の整備などの措置、またその措置に伴い必要となる建物の増設、建物内部の改造などの措置、それから福利厚生施設の新設、増設、改造などの措置並びにこれらの

措置に必要な土地の取得、こういったものに必要資金を融資対象として考えているところでございまして、融資枠は生活・都市基盤整備の項目、環境対策の中に含まれておりまして、七百二十億円を予定しているところでございまして、以上でございまして。

○西野康雄君 大臣、突然の質問ですが、よろしき残業という言葉を御存じでしょうか。

○国務大臣(近藤謙雄君) 存じております。

○西野康雄君 要するに、残業の時間に入らないで、おうちへ仕事をふろしきに包んで持つて帰つて家でやる、そういうふうな意味がよろしき残業には加わつております。労働省もいろいろと時短だとかそういうことに取り組んでおられることはよくわかるんですが、ところが逆に過労死の問題が随分とクローズアップされてまいりました。

読売新聞がことしの一月二十五日、二十六日に実施した全国世論調査、これを見ましても、「日本人の労働時間は七割近くの人が短くなった」と思っているのに、自分自身や家族については過労死の不安を感じる人が四八%、国民の二人に一人に上っている」というふうなことで、八割が過労死に関心があるというふうな世論調査が出ておりました。

そして、この間朝日新聞を読んでもありますと、「ひととき」という欄にこんな手記が投稿されておりました。

夫三十八歳、ある都市銀行の銀行員。勤続十五年。一日平均就労時間十四時間、通勤三時間。サービス残業月百時間以上。ふとんを温めることなく毎日が仮眠。毎日睡眠不足と闘っている。疲れている。お酒とゴルフのおつきあいのないだけが救い。完全週休二日制とはいえず、土、日曜日は乳児のように眠っている。会社だけに体力と精神力を使い、家庭生活は体力の回復にのみ時間を費やす。寝て過ごす。いったい何のための会社、だれのための人生なのだろう。か。七歳の長女は「お父さんは金曜日の夜に帰つ

てくるんだよね」と言う。土、日以外は、お父さんのおとんはいつも空だから仕方ない言葉かもしれない。次女が入院した時、手続き等で半日休んだが「そんなことで半日も休むのか」とは上司の言葉。夫はそんな会社に就職している。行員一万人の銀行。毎日銀行内で歩く歩数は二万歩余り。「健康のために歩こう」という調査で測つたら、あまりの多さに驚いて、通勤途上の歩数を歩いて報告。いくら食べても太れない。中食過ぎるとお客様の応対で昼食もよく抜く。朝食と夕食の食間は十七時間にもなる。健康のためには、万歩計より昼食の確保を望む。時短とかサービス残業廃止より、睡眠時間を削る持ち帰り残業だけは、せめて廃止してほしい。これは先ほど言つたふろしき残業につながるんですが、

人も金も物も増やせないなら、少しぐらい収益が減つても、行員の活力が戻るようにゆとりが時間を与えてほしい。夫を見ていると、壮年期の突然死や過労死が他人事とは思えない。妻は黙つて見守るしかないのだろうか。

こういう手記でございまして。やっぱり働き盛りのだんなさんを持つていらっしゃる、本当にそういうふうなことが非常に気がかりなわけなんです。

そういう中で今回の法案を見ているというところ、快適な職場環境と相反するところですか、そういうふうな長時間過密労働とか、数字にあらわれてこないサービス残業、ふろしき残業がある。その果てが過労死問題に行き着くわけではございまして、今回の改正案では過労死対策、そういうものには触れてないように思いますが、どうしてなのかという疑問がわいてまいりました。この過労死問題に触れてないのはなぜなのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○政府委員(佐藤勝美君) 先生、ただいま新聞の世論調査なりあるいは新聞に報道されました手記などを引用されました。こういった問題に對します一般社会といえますか、国民の関心が大変高くなっているということをよく承知しております。

が、原因が何であれ、家族の死が大変な不幸であることは言うまでもございせん。

ただいま御質問のいわゆる過労死につきまして、成人病等による基礎疾患がその原因のもとにあるわけではございますが、それに加えて過重な業務の負荷が加わる、そしてそういうことが起こることとございまして。この問題につきましては、やはり労働時間の短縮等、過重な業務負担がからまないような方策を講ずることも必要でございまして。また他面におきまして、成人病を含みます健康診断あるいは健康指導等が適切に行われるということによつて基礎疾患が起らないようにする、あるいは基礎疾患が重くならないようにするというようなところが基本的な問題であろうかと思ひます。このため、現在の労働安全衛生法におきましては、健康診断あるいは健康指導を義務づけておるわけでございまして、その中で成人病につきましても健康診断項目も加えたところでございまして、また心身両面にわたる健康づくりのための施策も鋭意進めているところでございます。

しかしながら、最近こういった問題は、業務が原因になつて起るのではないが、しかし業務がその推移に非常に影響のある疾患として、WHOなりあるいはILOでも作業関連疾患という名前が呼ぶようになって、これに対する関心が強くなつていくところでもございまして。労働省としても、現在五カ年計画でこういった問題に關します医学的な研究を進めながら、現在の安全衛生法に基づきます健康保持、増進関係の施策とあわせまして、今後のこういった問題に對する対処の方策を見出すべく、現在鋭意研究中であるということをおし上げたと思ひます。

○西野康雄君 過労死の問題について、私も本を読ませていただきました。「日本は幸福か」という題名で、「過労死・残された五十人の妻たちの手記」、こういうことなんです、それを読んでもありますと、少し気になることがございまして。労働基準監督署、ここの非常に対応しての不

満というのが随分と出てきております。一部読ませていただきますと、

そして、労働基準局監督署。体の不自由な夫と二人で、無理しながら、どんな思いで行ったのか……。担当の人は、「なぜ、もっと早く来なかったのか」と相手にもしてくれませんでした。用紙を持っていけば、「会社の印がなければだめだ」とつづけんどもで、取りつくしまもない冷たい態度でした。でも、市議会の方にお願ひしてついでにもらったところ、掌を返したように丁寧になり、簡単に手続きは終わりました。このような事態になって、なんて世の中は弱いものに対して冷たいのだろう、矛盾だらけなのだろうと、初めて気づきました。

一九八八年十二月、横浜西労働基準監督署へ、労災の申請をしました。翌三月には事情聴取がありました。夫を失い、悲しみにうちひしがれている私に、係官のS氏は「過労死なんて言葉は、あんたたちが勝手に作った言葉だから」と、冷たく言い放ちました。そして、公務員である彼は、私がいくら夫の長時間労働を訴えても、中小企業の労働状況のことなど理解しようとはしませんでした。本来労働基準は、私たち労働者側にあつて、私たちを守ってくれるものと確信していたのに、あまりにもひどい対応です。申請から二年半が経過しても、結果は出ません。夫はこのような過酷な職場で倒れたのに、労働基準署のこうした態度は、あまりにもひどいものでした。西宮労働基準署は、ほとんどなんの調査も行わず、資料も請求せず、労働組合の人がまだ来ないのをよいことに、二カ月で不支給の決定を送ってきました。

品川労働基準監督署に労災申請をし、一年以上すぎた一九九〇年三月三十一日、一枚の紙が郵送されてきました。それには、「障害（補償）給付等不支給決定について」との四行が書かれていました。「決定理由の詳細について聞きた

い点があれば、当署まで照会してください」とも書かれていたもので、弁護士さんたちと出向きました。そこで出合った労働基準監督署の対応は、いま思い出しても許せないほど腹立たしいものでした。応対に当たった署員（三人）は、何を考え、あるいは何も考えていないのか、「不支給」の理由を聞きにわざわざやって来ているのに、それにはまったく答えようとはせず、押し問答が続く、あぐくのはて、窮するとそのつど席を立って、別室でどうやら上司にお伺いをたてているようです。私たちのイライラ、怒りはつるばかりでした。自分で決定したことと理由をなぜ答えられないのか。そのつど上司に聞きにくいのなら、説明のできる人物がなぜ直接応対し、納得のいくような説明をしないのか。それでよく、仕事として成り立つものだとあきれしてしまいます。

警察の方でさえ、「この人は過酷な労働をしてきた人なんじゃないか」と言っていたのに。基準署へ行くたびに、「病気だから、労災にはなりません」と言われ、それでもなお、お願いに行きました。あからさまに「なんだ、また来たのか」という顔をされました。「国のお金を簡単にばいせぬ」とも言われました。私たちの辛い気持ちなど、とうていわかってもらえません。

二十二日、私は吹雪のなかを、朝九時の汽車に乗りました。労基署で名前を言ったら、頭ごなしに「駄目だ」と言われ、話も聞いてくれませんでした。私は泣いてそこへ座りこみました。すると、審査官は、「駄目だ」と言うが話だけは聞いてやる」と言いました。あまりの冷たさに、涙が止まりませんでした。帰りの駅でも一人で泣いていました。

こういうふうな手記が連続として続きます。なるほど、労災の基準の認定というものは厳しいものだということもよくわかります。しかし、大変つらい気持ちで労働基準監督署へ行っておられるんですね。そういうときになぜ温かい対応を

してやれないんだろうか、そういうことを非常に疑問に思うんです。この手記の中でたった一人だけ労基署の人が親切であったというところを書いておられる方もございます。それはもう本当にたった一人だけでございます。そういうことを考えますと、家族を失ったつらさ、まさに会社で殺されたと言つてもいいような悔しさ、そういうふうなものを思いながら行っておられるわけですね。それに対して、非常にこの手記を見る限り冷たい対応がまことに多いという、これはやはり少し労働行政の中で考えていくべきことじゃないかなと思ふんですが、大臣、御所見どうでしょうか。局長でも結構ですが。

○政府委員（佐藤勝義君） 先生、いろんな例についてたゞいまお読みになりましたけれども、私どもも考えますに、第一線の職員、大変忙しい中で大部分は適切な対応をしていると思います。私どももできるだけ窓口のサービス、労使の方々あるいは一般の方々に対する対応が適切に、親切に行われるようにということは常に心がけているわけでございます。その中で、こういったいわゆる過労死というふうなもの、あるいは一般に労働災害もそうですけれども、お亡くなりになった、あるいはけがをされた方の御家族の気持ちというものは、そういう場面で十分考えながら対応しなければいけないという点について、場合によって若干その辺が欠けるといった点もあつたのかと思ひます。そういうものが先生がお読みになったものに出てきたと思ひます。

我々としては、窓口の対応については相手の立場を十分考えながら親切に対応するということに今後とも一生懸命指導してまいりたいと思ひますが、一つには、特に今いわゆる過労死の問題につきましても、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、もともと原因が必ずしも業務と関係がない、年を経るに従つて生じてくるいろんな身体的な問題がその基礎にあつて、それと業務がそれにどういふふうにかかわるかということが問題になるわけで、そういう意味では判断もなかなか複

雑になるといふようなこと、あるいはなかなか労災補償制度との関連においてそういうものがどういふ問題であるのかということについての一般の方々の正しい理解をしていただくための努力について、これからもつとやっつけていかなければいけない面があるといふようなことがあろうかと思ひます。

そういうようなことを含めまして、私どもとしても、もちろん労災の補償の申請があつた場合には適切な対応をすることが必要でございますし、またそういうものと離れまして、一般的に労災補償制度あるいはその中でこのいつた問題は、どういふふうに取り扱われるのかということについての理解をしてもらうための努力をもつとやっつけていかなければいけないといふふうに思ふわけでございます。

それから、なかなかこういった問題につきまして、例えば労働基準の判断が一体どういう根拠で行われたかといふようなことにつきまして、たゞいま御指摘のように、実際に労働基準の窓口でやりとりが行われる場面も非常に多いわけでございまして、そういう場合に、必ずしも遺族の方だけでなくいろいろな形で来署をされるという場合に、問題によつてはプライバシーの問題とか、そういうことがかわりが出てくる場合もございますので、そこからまたいろんなトラブルが起きるといふこともありがちでございますが、私どもとしてはできるだけ誠意を持って、かつ相手のそういう場面に置かれた御家族、御遺族の方々の気持ちも察しながら対応するようにいふことをこれからも十分に気をつけてまいりたいといふふうに思ひます。

○西野康雄君 この手記の中でたった一人だけが基準局の対応は悪くありませんでした、その他は全部本当に「恐らくつらい立場もあるから余計に冷たく感じるんだろう」と思ひますけれども、そういうふうなことでもいい応対をしていただきたいなと思ふわけでございます。それで、今ちょっと話の中にありましたけれど

も、労災、過労死の認定が厳し過ぎるんだらうか、そんなことも随分と出ておりますが、平成二年度以来作業関連疾患等に関する調査研究というのが進められておられるかと思いますが、その進捗状況はどうなっておりますか。

○説明員(下田智久君) 作業関連疾患等に関する調査研究につきましては、先ほど局長から申されましたように、高血圧性疾患あるいは虚血性心疾患、肝疾患、糖尿病等を指しておりますけれども、こういった疾病につきましては平成二年度より研究を開始いたしております。

具体的には、全国におきます医科大学及び主要医療機関に対しまして医学研究者を公募いたし、学識経験者から成ります研究企画評価委員会におきまして審査をお願いした上で研究を開始いたしております。現実的には、五班にわたりました二十八名の研究者が参画をいたしまして、五年計画で実施をいたしております。業務と作業関連疾患との関連性あるいは作業関連疾患の発症、誘発メカニズム、こういったものを研究いたしております。この成果をもとにいたしまして、五年後にそれぞれの疾患に対する予防マニュアル、こういったものを作成したいというふうに考えておるところでございます。

○西野康雄君 五年後、そういうふうなことになるということですが、その調査研究の結果を受けて認定基準の見直しはなさるんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(佐藤勝美君) 現行の認定基準そのものは、これを策定いたしましたときに、専門の医師で構成されました専門家会議におきまして、医学的知見を踏まえて十分に検討していただいた結果をもとにでき上がっているものでございますので、これは現時点において妥当なものと考えております。

ただ、御質問の調査研究、今下田衛生課長から御説明申し上げましたけれども、作業関連疾患を予防する観点からの研究でありまして、認定基準の見直しを前提に行っているものではございません。

ん。けれども、今後ともこういった研究の結果も含めまして、医学研究の動向を見守りまして、その成果の収集及び分析に努めてまいりたいというふうに考えております。

○西野康雄君 「九一年十二月三日、栃木県の鬼怒川温泉で開かれた全労働省労働組合主催の行政研究会全国大会で、労働基準監督署の担当者から「今の認定基準は厳しすぎる。これ以上現場ではやっていけない」「我々だって超過勤務を強いられる。それなのに労働省自身が過労死を認めないとはどういうことだ」という声が相次いだ。」というのが本に載っております。

私、ひょっとしたら無愛想な原因はこの超過労働だとか、人間が足らぬというふうなことがあるんじゃないだろうか、そんな気もするわけですが、あちらこちらでどうやら人手不足だな、こういうふうなことに対応していく部分において、もう少し人員をふやす努力というのが必要なんじゃないかなと思うわけですが。

不服審査も滞留をしております。審査に要する期間は一件平均三百九十三日、新規審査件数は約千件とされておりまして。審査官や労使の労災保険審査参加が不足をしておるんじゃないだろうか、あるいは労災保険審査委員会や労使の労災保険審査会参加も、これは増員する必要があるんじゃないか、増員できるように財政努力をすべきであるかと思うんですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(佐藤勝美君) 労災補償の請求の事案につきましましては、複雑困難な事案がふえてきているという実態にございますけれども、私どもとしてはこういった事案をできるだけ早くかつ適切に処理するように努めているところでございます。第一審の不服審査機関と申しますと労災保険審査官になるわけですが、これにつきましても毎年増員を図っておりますが、平成四年度におきましても四名を増員し、現在全国に八十二名が配置をされているという状況でございます。それから、その上の段階の第二審の不服審査機関でございますが、これは労働保険審査会でございますが、ここでも再審査請求の事案をできるだけ早く処理をするということで、審査に関する事務を行います労働保険専門調査官の増員を図っております。そういうことによりまして、事務処理体制を充実をいたしまして迅速な処理に努めているところでございますが、こういった努力は今後とも全力を挙げてやっていきたいというふうに思っています。

なお、先生ただいま労使の審査参加の方の問題にも触れられましたけれども、ただこの御指摘の参加は、労使の代表として労使の実情、慣行等につき意見を述べるものでございまして、これによつて審査が一層公平、的確なものになるということをおねらっているものでございます。現在のところその機能を十分に果たしていただいているというふうに考えておるところでございます。

○西野康雄君 私は、佐藤さんにも大いに頑張っていたら、大蔵省相手に、うちは人間が足らぬからと予算を組んでほしいというふうな交渉もしていただきたいと思っております。大臣、どうでしょうか。先ほどの労基署の対応のまずさというものがございまして、手記を読みましたけれども、その辺の所見、感想を少しお聞かせ願えればと思うんですが。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 先生がここでお読みになったものをこうして伺っておりますと、やっぱり問題だという感じがいたします。ただ、これが過労死かどうかというこの認定についてはなかなか難しい問題も一つあると思ひますし、そういうことの中でできるだけ丁寧に対応させているケースが、私は多少手前みそかもしれませんが、多いんじゃないかなと。それは極端な場合があつてそういうふうになっている面もあるのじゃないかなうかと思ひます。

ただ、まさに基準監督署職員自身が大変勤務状況が厳しいじゃないかということについては、私も立場でいろいろ現場の基準監督署を見てまいっておりますけれども、例えば山形基準監督署の管内は税務署が二つあるんです、山形署と天童署が。

それから警察署は上山署、寒河江署、天童署など四つありますからね。だから、そういうことを考えると、同じ管内であっても労働基準監督署はほかの署と比較して非常に守備範囲が広い、こういうことで多少人員的にも事務処理上においていろいろ足りない点があるのかなということも理解できます。これは、国全体の行政機関の定員の問題はこれはもう厳しくやっております、なかなか増員は簡単ではありませんが、適切な労働基準行政ができるようにやはり必要な人員についても、これまでもやっておりますけれどもこれからはひとつ努力してまいりたいと、かように考えております。

○西野康雄君 やっぱり冷たくなる、事務的になるとするのは、これはその人が悪いんではなくて、ならざるを得ないような仕事の量の多さだとか、そういうことにも原因してくるんじゃないだろうか。僕ははその係官を責めているんではなくて、そういうふうなゆとりがないぐらいの仕事量の多さというところが問題ではないだろうか。また、大半の人はなるべく親切に対応しよう、そういうふうな努力をなさっておられる、僕はそれも十二分に理解できるんですけど、でも、やはり仕事量が多いとついいららなくなってきたりとか、またほかの人も待っているんだというふうなことになるって、くるんじゃないかなと思ひます。そういう意味において人員の増員というものがいろいろな面で必要じゃないかなと、こう思った次第でございます。少し角度を変えて別の質問をいたします。

第三十八条関係ですが、製造時等検査等ですね、この製造時等検査は今まで都道府県労働基準局長の検査となっております。今度からは労働大臣の指定する者、つまり検査代行機関に行わせてもよいというふうになりました。その理由を少しお伺いしたいと思います。

○政府委員(北山宏幸君) いわゆる保安四法に関連しまして、労働安全衛生法、消防法、それから高圧ガス取締法に基づきまして、労働省、消防庁

及び通産省がそれぞれの立場からボイラー、圧力容器等に関して所定の検査を行っているわけでございますけれども、そういうものにつきましても、一定の機関が複数の法律に基づく検査もあわせて行うことがより合理的であるというところから、指定検査機関等による相互乗り入れができるように、今回製造時等検査について指定機関が行うことができるようにしたいというふうに考えているところでございます。

○西野康雄君 車検を例にしているのか悪いのかわかりませんが、民間の業者に、大半はそれはそのとおり守っておるわけでございますが、中には違反をしている、そういうふうなものも見られますし、検査そのものの質的な低下というんですか、そういうふうなものも見受けられます。そういう危険性が今回のこの検査代行機関に行ってもよいという部分において含まれてくるんじゃないだろうか、そんな懸念が私自身するわけでございます。車検と一緒にせんといてくれと、こう言われればそれまでかもしれませんが、やはり若干検査水準の低下等問題が生ずるおそれがあるかと思えます。その点についての対策、勘どめ、どのように考えておられますか。

○政府委員(北山宏幸君) 労働省におきましては、指定機関が行う製造時等検査の検査水準を確保するため、指定機関は一定の資格を有する検査員を選任していること、それから検査に関する技術研修等が確実に行われていること、それから検査実施のための組織が整っていること、こういったことを指定の条件といたしますとともに、検査員の選任等につきましても労働大臣の認可等を求めるということにしたいと考えております。

また、こういった指定機関に対しては、労働省が監督、指導を行うことによりまして検査水準の確保及び向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西野康雄君 最初はそういうふうに思うわけですよ。車両でもそうでございますけれども、だ

んだどこかで気の緩みというんですか、たるみというんですか、そういうふうなものが出てくるようにも思います。緊張感を持ってしっかりとやっていただきたい、かように思うわけでございます。

続いて、一九九〇年にILO第百七十号条約、職場における化学物質の使用の安全に関する条約が採択され、同条約において化学物質の安全データシートの導入等について定められております。我が国においても化学物質に係る災害の発生が後を絶ちません。欧米諸国で定着している安全データシート等の表示制度の導入が私は急務だと考えるわけでございますが、労働省ではこの制度の導入について中央労働基準審議会の意見を聞いて、三月四日諮問、四月十四日答申ですが、検討を進めているようですが、どのような制度とする予定なのか、またそれはILO条約が求めているものとなっているのかどうか、この点少しお聞きしたいと思っております。

○政府委員(佐藤勝義君) ただいまのこのILO第百七十号条約の内容になっております化学物質の安全データシートの導入等でございますが、この制度は、化学物質を譲渡するあるいは提供する者が、その譲渡、提供に際しまして化学物質の危険有害性等の情報を表示する、その情報を化学物質を取り扱う事業者それから労働者が活用することによってこの化学物質の取り扱いから生ずる災害を防ぐ、こういうことでございます。

具体的には、化学物質のメーカー等の譲渡、提供者に対しては、まず危険有害性を有する化学物質について、安全データシートを交付すること、それから容器等に危険有害性等の主要な情報を記載したラベルを張りつけるということ、それから危険有害性を有しない化学物質につきましてもその容器等に名称を表示すること、これを求めているわけでございます。これが譲渡、提供者に對するものでございます。

それから、化学物質を取り扱う事業者に対しては、労働者が化学物質の危険有害性、それか

ら取り扱いの留意事項等を把握できるように安全データシートを常時備えつけるというふうなことの措置を講ずるということが一つでございます。それから、安全データシートを活用して安全衛生教育を行うこと、それから同じく安全データシートを活用して労働災害防止措置を講ずること、これを求めることにしているわけでございます。

この制度につきましては、労働省としましては、四月の十四日に中央労働基準審議会において私どもが計画をしております制度の内容について了承する旨の答申を既に得ておりまして、近く労働大臣告示として公表する予定でございます。その晩には、平成四年度を一応準備期間とする、そして平成五年度から実施をしたいと思っております。

この制度の内容は、ILO第百七十号条約の内容を踏まえたものでございまして、この制度が実施をされますと、この条約が求めている内容は実態上確保されるというふうに考えております。

○西野康雄君 職場で使用されている化学物質は大変に多いと聞いています。しかし、その現場で働いている人がそれに対して正しい知識を持っていない。あるいは中小の工場なんか行きますというのと、その経営者自身がそういうふうな知識を持っていないというふうなことが多々ござい

ます。これは、例に引くと違うのかもしれませんが、あるプラスチックだとかそういうふうな化学物質をこしらえているあるいは加工している工場で随分と歯の悪い人が多い。原因が調べてもわからない。歯医者さんへ行ってもわからない。歯医者さんはその治療をするんですけども、やはり歯が欠けてきたりする。おかしいなと思っていれば、作業工程に出てくる有毒ガスが歯の腐食を進めていたというふうな例がございました。

いろんな面で、職場でそういう化学物質に対しての知識というものを普及しておく必要があるかと思うわけでございます。職場で使用されている化学物質の数は非常に多いと聞いていますが、これらのすべてについて適切な安全データシートが作成

され、まさに普及されるようにする必要があるかと思っております。

これは本来、化学物質を製造するメーカーの責任であると思うわけですが、その普及に当たって国が果たすべき役割、これも大きいと考えます。労働省は、一体どのようにして適切な安全データシートの普及、そしてまた定着を図っていくのかお聞きします。

○政府委員(北山宏幸君) 労働省といたしましては、本制度の推進のためには、化学物質のメーカー等関係者の方々の本制度についての理解が非常に重要であるというふうに考えているわけでございます。それで、制度についてのパンフレットの作成、配布であるとか、あるいは関係業界団体の協力要請等によりまして、本制度の周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。特に、化学物質のメーカーであるとか輸入業者につきましては、これは安全データシートを交付する立場にあるわけでございまして、本制度において非常に重要な役割を果たすことになるわけでございまして、適正な安全データシートの作成、交付について行政指導を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、適正な安全データシートの流通の促進の観点から、本年度、主要な化学物質についての標準安全データシートの作成のために予算措置を講じているところでございまして、そういったことで、今後ともその普及、定着に努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○西野康雄君 具体的な定着方法等はどうか。どのように実施なさいますか。

○政府委員(北山宏幸君) 本制度の推進のための経費といたしまして、今年度およそ二千万の予算を計上しております。本制度の周知のために化学物質等のメーカー約五千、それからユーザー九千四百、そういったものを対象とした集団指導という形で周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○西野康雄君 私、少し時間が余りましたけれど

ただ、その中の最大の問題は、先生御指摘のまさに建設現場における災害の事故、これが相当大きなものでございまして、私も実は厚木の事故も早速現場に参りました、その惨状を見てまいりまして、何でもこういったことが未然に防げなかったのかと、胸を傷め、また関係者に厳しく注意をしてまいった経緯もございます。そんなことでございまして、昨年、専門家の方々に建設業における総合的な労働災害防止対策について検討をお

な建設業特有の特殊要因を抱えているわけでございます。まして、特に高所作業であるとか掘削作業等の作業における墜落災害あるいは土砂崩壊災害、こういういった死亡災害につながりやすい災害が生じる非常に危険の高い作業が多いということが建設業において死亡災害が多い原因ではないかというふうに考えているところでございます。

○細谷昭雄君 きょうは、一方の当事者であります建設省の方々からお願いしております。大

私どもの山崎建設大臣あるいは建設経済局長が先生の御質問にお答えをいたしましたけれども、私どもでは御指摘の事項につきましては、建設大臣の指示によりまして、平成四年三月二十三日の議事録そのものを全国小建設業協会あるいは全国建設業協会、二つの建設業団体に送付をいたしました、この議事録の趣旨を踏まえ、今後建設生産システムの合理化に努めるとか、あるいは安全対策に万全を期すようにお伝えをしたところでございます。これにつきましては、各協会の事務局を通じて傘下の建設業者にもその趣旨の周知が図られた、こういうような報告を受けております。

一つは、現場の下請の実態というものを元請はもつとよく把握するべきではないか、こういうことをを第一点先生はよく御質問になつておられます。それからもう一つは、公共の発注者も単に発注をするだけということだけではなくて、建設労働者の雇用の労働条件とか労働福祉の状況とか、その他いろいろな条件をなるべく的確につかむように努力すべきではないか、これが二点であつたと思います。それから三番目は、事故防止の一つの方法として総合元請業者の責任の明確化を図るべきではないか。これは今回の法改正にもその趣旨のあれがあるわけでございます。それから四番目に、先生が從來から言つておられます、現場におけるいろいろな事故防止対策とか、あるいは他と比べて大変労働条件が落ちる、これを何と

か三種の神器でも他産業に負けないように改善をしていくべきではないか、こういうようなことではなかったかと思ひます。

こういふ先生の御質疑の具体的な点につきましては、先ほど私が全国中小建設業協会あるいは全国建設業協会と申し上げましたけれども、これ以外の団体も、例えば定期的にございませう事務理事会有るいは役員会等を通じていろいろな場でお伝えをしているわけでございします。ただ、な具体的には委員の方からお話をしたいということであれば、どういふ場があるのか、やはり全国建設業協会初め各産業団体の長というのはそれなりに大変多忙な身でもございしますので、そういう中で可能性があるかどうか、今後十分検討してまいりたい、こういうふうにお思ひしております。

以上でございます。

○細谷昭雄君 よろしくお願ひします。
次に、具体的な内容についてちよつとお伺ひしたいんですが、四月十五日の本法案の衆議院の労働委員会がございしました。私もここに議事録を持っております。重複すると思ひますが、この中でなお確かめたい点、詰めていきたいというふうな点がございますので、質問したいと思ひます。

まず、建設省の労働安全衛生の基本姿勢というものに關して、ここに大変立派な文書がございします。「建設省の工事安全対策」、平成四年の一月二十九日に建設省が記者会見をして世間に公表したという点で、これはもちろん非常に事故が多いということにかんがみてこういうふうになつたことだと思ひますので、それ自体は評価できるわけですが、ただ、その意気込みはわかりませんが、問題点は何かといひますと、この事故多発の原因というのに対して、ここを開きますとすぐ目につくがあるんです。

冒頭にこう書いてあるんです。「建設工事における施工の安全確保については、作業員の不注意による事故、第三者による工事現場への侵入事故等」と、書き出しがこうなつてゐるわけなんです。中の方の統計を見ますと、それが全体の事故の四

八%、つまり四八%に上る事故がいわゆる労働者の自己過失であるというふうな断定的な仕方をしておるといふことで、衆議院の労働委員会でも同僚の議員がこれを厳しく追及したわけです。ただ、どうもその回答が私にはびんとこないんです。

そこで、今もう一度確かめたいと思ひますが、これは私は、建設省の労働災害に対する基本的な認識や姿勢の根底にかかわる問題だといふふうに思つてゐるわけです。つまり、この多発する労働災害というものが、果たして労働者といふか、作業員の不注意なんというそんな簡単なことで括弧にくくられたんでは、こんな法律なんか要らないわけですよ、本当は。私は、そこにやっぱり非常に問題があるといふふうに思ひますし、同僚の岩田議員もそのことをついでにおるわけでありますが、どうもその点がはつきりしない。

その原本は何かと見ますとこれなんです、原本は。四八%の原本。そして、いわゆる労働者の過失責任みたいなものをこの中から拾つておるといふふうな言ひなんですが、これはどこを見ても労働省の皆さん方に探してもらつてもその結論は出ないんです。四八%も出ないし、労働者の過失責任みたいなことも出てこないんです。全く誤つた認識で誤つたことを世間に公表してらつては困るといふふうにお思ひます。私はそこが一番問題だと。

もうしから、小野審議官からでも結構ですし豊田審議官からでも結構ですが、大臣にかわつてこの点はすかつとした弁明をしていただきたい、この思ひます。

○説明員(青山俊樹君) ただいまお話しございました衆議院で御説明申し上げましたのがちょうど私でございしますので、私の方から御説明をさせていただきますかと思ひます。

「建設省の工事安全対策」でその本人の不注意という記述は非常におかしいではないかという御指摘でございますが、先生おっしゃいました四八%という数字は、これは添付資料の事故原因別死者率の分類ということをやつたわけでございます。

す。これは、建設省におきます工事の安全対策を検討するための本当の基礎データとしまして、労働災害の原因につきまして入手した資料、これがこの「労働安全衛生年鑑」でございしますが、この入手した資料について内部で議論しながらその分類を試みたものでございします。事故は私どもも幾つかの要因が影響を合つて発生する事例が多いといふ、十分承知いたしてございまして、この分類はあくまで千という非常に多い事例があるわけでございまして、この千の事例を大まかにグループ分けするといふための分類でございまして、事故原因といふことを断定したものでなく、対策に結びつく真の原因であるという認識は一切いたしておりません。

作業員の転落や車両運転ミスなどの事例の多い事故につきまして、その状況を把握して対策を検討するために分類したものでございしますが、この状況だけでは詳しいことはわからないのも事実でございします。このような事故についてと突っ込んだ分析をしまして、具体的な原因を追求して再発防止の対策を講じ、たとえ万が一事故が起きてもそれが重大事故、死亡事故にならないような対策について検討していかなければならない、このように考えております。

○細谷昭雄君 意気込みは私も評価するし、だけれども疑われないと思ひます。これはもう記者会見までして、しかも世間の皆さん方に、事故をこうして防止するんだという意気込みを見せるということだと思ひます。だとすれば、極めて科学的でなくちゃいけないし、担当の労働省とも十分協議した上でこれは発表しなくちゃいけないといふふうにお思ひます。それがなされないとこのころに建設省のいわゆる安全対策に対する何か傍観的な、そういう役人的なところが私は見えてしまふがないんです。

今の室長のいろいろなお話でも、やっぱりこれは誤ったイメージを与えるんです。作業員が不注意でけがしているんだから、我々はちゃんと注意しているんだけれども、勝手にすぐけがするんだと

いうふうに言わなければかりに聞かせるわけ。これは責任転嫁だと思ひます。ですから、この一月二十九日のいわゆる安全対策の中にいろいろ書いてあるんです。基本的に認識が誤つてゐるとすれば、この対策は撤回して書き直すべきだといふふうにさえ思つてゐるんです。この点についてはどうですか。

○説明員(青山俊樹君) 繰り返しになりますが、先ほどお話し申し上げましたように、事故の発生には幾つかの要因が影響を合つて発生する事例が多いという認識を私どももいたしてございまして、事故原因別死者率の分類といふのは、工事安全対策を検討するために約千の事例を大まかにグループ分けしたものでございまして、対策に結びつく真の原因であるという認識はいたしてございせん。

大切なことは、墜落等の事故が発生した場合にでも、本人の不注意であつたといふことで済ますことなく、一つ一つ事故原因を丁寧に分析して、具体的な安全対策に結びつくような原因を追求し、設計、積算等にフィードバックする努力をすることであると思つてございまして、このような経験の積み重ねによりまして、「建設省の工事安全対策」をより充実したものにしてまいりたい、かように考えております。

○細谷昭雄君 しかし今のお話を承つておきたいと思ひます。

次に、これは今言つたような認識なり、ないしは考え方の出発点ですから、これはもうぜひ訂正していただきたい。そして、やっぱり世間に公表する場合は、皆さん方が正確な公正な判断ができるような発表の仕方として対策を立てることを再度要請をし、今後至急なるべく早い機会にこの工事安全対策の改訂版を出していただきたい。建設省であります、我々のこの労働委員会にも配付をしていただきたいといふふうにお願ひします。次に、ここにも資料ありますが、建設産業における総合的な安全確保に関する研究会、これをつくつたそうでございます。この目的、それから

趣旨、構成メンバー、これについて大略で結構です。私にはわかってはいますが、ほかの委員の皆さん方がおわかりにならないと思います。簡単に説明したいと思ひます。

○説明員(風岡典之君) お答えをさせていただきます。

先生御指摘になりました建設産業における総合的な安全確保に関する研究会、これは昨年の十一月二十五日に設置をいたしております。先ほど労働省の方からお話がありましたように、建設業においてはいろいろな厳しい環境がありまして、ぜひこの際総合的な安全対策を確立していきたいということで、この委員会を建設省としても設置をし、スタートをしたわけでございます。

構成のメンバーでございますけれども、全体として学識経験者の方、それから業界の代表の方、それから行政担当者等から成りまして、全体として三十四名で構成をしております。委員長は早稲田大学の吉川先生にお願いをしております。ところであります。これまで、昨年以来本委員会は三回ほど会合を開いておりまして、またその下にワーキンググループというのを設置しましてこれを数回開催いたしました。安全対策につきましても基本的な方向あるいは具体的な対策について御議論をさせていただいてるところであります。近々中間的な取りまとめを公表していただく予定にしております。

○細谷昭雄君 意欲は私も買います。問題点は先ほどと同じだと思ひます。大体、労働災害というのはだれが災害を受けるのかという働いてる労働者なんです。にもかかわらず、このメンバー、そうそうたるメンバーだと思ひますが、もう半分以上が学者の先生方とか各企業の社長とか、そういう人方です。そしてあと小野さん以下ずっとお役人です。一人も労働組合の代表が入っていない。一体これで研究になりますか。しかも、建設産業における総合的な安全確保、学者が安全確保を考えたたり社長が考えたりののは

それはもちろんそうでしょうが、一番身近に危ないと思ひているのは労働者なんです。それを入れておらないというところの感覚が、先ほどのようにいわば自己責任みたいなことで押しつけていくということに通じているんじゃないかというように思ひます。この点、これはもう絶対承服できないと思ひます。

しかも、研究会は皆さん方のポケットマネーでやっているんじゃないんでしょ、公費でしようが。公費でやりながら、今この審議会だつてその関係はもう三者構成です。特に労働関係、こういうその研究会をつくる基本が間違っているんじゃないか、こんなふうな思ひをしようがないんですが、その点どうですか。

○説明員(風岡典之君) この研究会でございますが、建設省に直接置いてあるわけではございません。財団法人の建設業振興基金というところに設置をさせていただいております。ただ、公的な団体でございますので、先生御指摘の趣旨というのはいくらもそのとおりだというふうには考えております。

私もどなたもいたしましては、この研究会の考え方でございまして、実際に建設工事を担っている方々、そのサブコン、それぞれの方々が一定の役割分担のもとに実施をさせていただいております。業界の関係につきましてはそういった方々をメンバーにさせていただいております。先生御指摘になりましたように、直接の労働者が入っていないという点でございます。けれども、私もこのメンバー構成を検討するに当たりましては、特に現場に近い専門工事業者の方々、これは直接施工をされているわけでござい

ますが、そういった方々は日ごろから労働者の方々と直接日々接触をされているわけでございまして、私もどなたもそういった現場の実情に十分精通している専門工事業者の方に入っていたら、それを通じまして実際に働く人々の意向、御

意見、そういったものも反映できるのではないかとということでスタートをさせていただいたわけでございまして。

○細谷昭雄君 今働いている人を直接審議会に呼べど私は言っているんじゃないんです。私だつて出稼ぎ関係の全国組織の責任者です。私だつて十分入れると思ひます。二十数年間の事故問題については取り組んでまいりました。そのほかに連合もありまして。全建設連もあるんです。なぜそういう代表を入れないのか。すぐ皆さん方はこういう研究会は直接建設省でやっておらない、私金協会だと言ひますが、それは全部公金でやっております。即刻私はメンバーの差しかえといひます。か追加、これをすべきだといふふうに思ひます。が、いかがでしょうか。これはもう小野審議官だと思ひます。

○説明員(小野邦久君) 今私もどなたもやっております安全対策委員会のメンバー構成の問題でございます。先ほど申し上げた趣旨は、先ほど建設業課長の方からお答えをしたとおりでございます。やはり繰り返すにようになりますけれども、直接人を使つておられる専門工事業者の方々から御意見を十分聞くことによつて実際に働かれる建設労働者のお声は十分反映できる、こういうふうには考えたわけでございまして。

それと同時に、これは決して私言いわけを申し上げるわけではございませんけれども、例えば私どもの中央建設業審議会、これは元請とそれから発注者、建設業者と発注者というのは大変利害が対立をするわけでございまして。そういうこともございまして発注側と受注側を必ず同数、それを上回つて学識経験者を置いて審議をしろ、こういうようなことが中央建設業審議会の考え方の中にございまして。そういったような流れの中で、建設産業政策としての安全対策を考えていくという場合には、現場でやはり公共的な発注者としての行政側あるいは受注者としての総合工事業者と専門工事業者の方々、こういう方々に入っていたら、それから学識経験者にももちろんお入りいた

だいて議論をしていこう、こういうことで考えた次第でございます。

確かに、建設労働者の方々が今の委員会の中に入っていないではないかというの御指摘のとおりだと思ひます。それにしましては、先ほど申し上げましたようなより以上に反映されるような方法がないかどうか、今後も十分引き続き検討していくといふふうに思ひます。

きのうは、先生におかれましては私どもの関東地建の直轄の現場を御視察をいただきまして安全対策についていろいろ御教示を賜つたわけでございまして。大変熱心に先生は建設工事の安全対策に取り組んでいただいているわけでございまして。私どもも建設工事の安全をどう確保していくか、事故をどう少なくしていくかというのがこれからの建設産業にとつて最大の課題ではないか。公共投資基本計画ではございせんが、これなくして四百三十兆の、あるいは豊かな住宅、社会資本の整備はできないといふふうに考えております。一方で、大変マイナスの要因と申しますか、例えば高齢化が進展すると、現在の全体の建設業雇用者の中で建設業に従事される方々の比率がどんどん低下をしていく、こういう中で大変思い悩んでいるわけでございまして。

今の先生の御指摘を踏まえて、個々の現場で働かれる労働者の御意見というものが的確に反映されるような、そういう具体的な方法を今後考えてまいりたい、こういうふうには思ひます。

○細谷昭雄君 ぜひ御検討をお願いしたいというように思ひます。

それで、私はきのうも皆様方の直接の現場に現場に行つてまいりました。お伺いしますと笹野先生もこの前お伺いしたそうでございまして、その現場を。いろいろ現場では皆さん方が頑張つておられるわけですが、私は毎年冬一カ月ぐらひ関東、関西それから東海の三地区をそれそれ回つてまいります。そのときにもよく感ずることなんです、今ちよつとお話がありました、建設省は発注者の立場でもあるわけですが、同時に全建設業関係に

おける統括する役所でもあるわけです。それぞれ画面を持っていくわけですね。

そういう意味では、今回の法律改正の趣旨にもございまして、何と云っても安全対策、いろんな発注の段階、計画の段階から十二分に安全対策についてはもう力を入れなくちゃいけない、こういう趣旨での改正でございまして、そういう意味においては建設省は何か発注者、従来の発注者という立場、監督する立場というところに立ってあるんじゃないか。労働省はそうじゃなくて、労働省は完全に労働安全衛生の当事者という立場でやらざるを得ないしやらせられておるわけです。問題は、建設省には当事者意識というのがどうもまだ、希薄とまでは言わないけれども、労働省と同じような立場で、自分のものとしてとらえておられない、こんな感じがするんです、ずっと回つてみて、そのことが基本的に私はやっぱり問題だということに思ふんです。

小野審議官に再度お聞きしますが、きょうは山崎建設大臣にかつての話をしますが、そういう全省挙げて、そして各地建、各出張所、事務所、この段階で本間に労働省と一体になって、労働省と同じような立場で、当事者という意識でやらせるようにするために一体どうしたらいいのか、このことを所見で結構ですから、これは大臣にもきちっと伝えていただきたいと思ふんですけれども、当事者になるというその気持ちを第一線の皆さん方に出させるんです。これがやっぱり事故を防ぎ得る決め手じゃないのか、私はこんなふうに思ふんです。このことについて小野審議官の御所見を伺いたいと思ひます。

○説明員(小野邦久君) ただいまの、私どもの各地方建設局あるいは事務所がどちらかというと発注者の立場で、当事者の立場と申しますか、スタンスの置き方、これがもうちょっと当事者寄りと思ひますか、そういう点を含めて考えるべきじゃないか、こういう御指摘でございまして、私どもの地方建設局あるいは各工事事務所は具体的な直轄の工事の施工を担当いたしております、これ

は公共工事でございまして、原資はすべて税金、こういうことになるわけでございまして。効率性あるいは安全性を含めまして、効率的に事業を実施していくというところは最大の課題でございまして。したがって、ある意味では発注者の立場、良好な住宅社会資本の整備を進めていくという、そういう発注者の立場と申しますか、全体の調整者の立場みたいなものがどうしても前面に出る、こういうことはあるかと思ひます。ただ、これはそれぞれの立場立場でどこに基本的な視点を置くかということではございまして、ある程度はやりやむを得ないことではないか、こういうふうに思ふわけでございまして。

ただ、今先生の御指摘の当事者の立場と申しますか、恐らくは具体的な工事をやっていく場合に、現場で働かれる労働者の方々、あるいは総合的な安全対策のあり方、あるいは地域とのかかわり合いとか、そういったようなことも含めて当事者として本間に考えていくべきではないかということももつともな御指摘でございまして。私どもは、建設産業政策という立場だけじゃなくて、全体の住宅社会資本をより効率的に円滑に問題なくどう進めていくのかというのを従来省内ではいろいろ議論をいたしております。御指摘のとおりうまくいかなないという面もあるかと思ひますが、従来いろいろな場で議論をし、努力をしております。いましたけれども、なお今後とも引き続きより一層努力をしていきたい、こういうふうに考えております。

○細谷昭雄君 ぜひお願いしたいと思ひます。それで、法案について労働省にお尋ねしたいと思ふんですが、労働省の統計によりますと、建設業における十人未満の事業所、零細でしようね、この零細事業所における死傷者数、これは負傷者も含めて全死傷者の五・三%に上っております。つまり、圧倒的に零細企業が多いという統計でございまして。しかも、昭和五十一年度から十年間、この十年間の労働災害発生率が、百人以上という大規模なゼネコンでしようね、この企業で六〇・

八%下がっております。百人以上の大企業、ゼネコンでの災害は。それに比べて、四人以下の零細企業ではわずかに二〇・六%しか減少しておらない、これが労働省の統計でございまして。つまり、企業の規模によって労働災害死傷事故が大きく左右される、これが具体的に現れておるわけでありまして。

今回、この法律改正に当たって、中央労働基準審議会の建議がございまして。この中に、中小規模の建設現場の状況を踏まえながら、規模三十人以上の現場については現場ごとに統括安全衛生責任者、この選任をすること、そして規模十人以上の現場については新たに店社安全衛生管理者、これを配置して巡回指導をさせることが必要である、このように提言をされております。

そこでお尋ねするんですが、店社安全衛生管理者の対象になる現場は、中央労働基準審議会の建議では規模十人以上となつておるのに、改正案では二十人規模となつて大幅に後退をしております。なぜ建議を生かすことができなかったのか、端的に率直にその理由を示していただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤勝美君) 今回、この法案で新設を予定しております店社安全衛生管理者制度でございまして、これは言うまでもなく、中小規模の建設現場におきまして統括安全衛生管理者が適切に行われるようにするために新たに設けられるものでございまして。したがって、私どもとしてはこの新しい制度を有効なものとして定着させていくことがまず重要であるというふうに考えております。

今御指摘のように、建議では十人以上の現場を対象とするということになっておるところでございまして、一挙に規模十人以上の現場を対象とするということになりますと、主として規模十人未満の現場を施工している規模十人以上の現場が一つ二つしかないような小さな建設会社についてまで店社安全衛生管理者の選任を要するということになるわけでございまして。新たに店社安全衛生管理者を雇用したりしなければならぬ場合も考えられるなど過大な負担を課すおそれもござ

いますので、そういった場合には円滑に制度を実施することが困難になるのではないかと、店社安全衛生管理者制度の対象は規模二十人以上で災害発生危険性の高い現場とすることとしておるところでございまして。

○細谷昭雄君 いろいろ配慮があつて、建議があつただけけれども、提言があつただけけれども、法案文には盛ることができなかったと率直に我々にも明かすべきなんです。いろいろな点を我々も推測はし、理解はできるんですけれども、やっぱりこれは根幹に触れる問題でございまして、後ほど大臣にお聞きするんですけれども、今回の法改正を契機にして、中小規模、特に零細現場、これがさっき言ったように大半の死傷事故を出しておるということにかんがみ、放置するというわけにはまいらないわけでありまして。

それで、この零細企業の労働災害の防止対策というのを一体どう取り組むつもりなのか。私は、建議したよりも十人以下についても本当は必要だというふうに思ふんですけれども、いわゆる法令上は対象とならなかつた現場を含めてどのように今後その実効を上げていくのか、この対策を明らかにしていただきたい。例えば通達を出して、その通達の中にマニュアルを全部示すんだというのでは結構です。やっぱり提言が生かされなかつたということですので、これは重大な問題ですから、その点で明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤勝美君) ただいまの御質問でございまして、特に中小零細の現場についてどういふ具体的な対策を実効が上がるようにとるかということにございまして。まず、中基審、中央労働基準審議会の建議に沿つて、店社安全衛生管理者の選任を要する店社につきましては、当該店社安全衛生管理者に、規模二十人未満の現場も含めまして統括安全衛生管理者の指導を行わせるよう指導すること、それから店社安全衛生管理者の選任を要しない店社であつても規模十人以上の現場があるものについて

そこで、近藤労働大臣に確認をしておきたいと思ひますのは、今一連の議論がありました、これからもするわけですが、公的な審議会、これは労働大臣の諮問機関でございまして中央労働基準審議会、この審議会をわざわざ開きまして今回の法律改正、これを諮問した。中身については本当はいろいろ問題があるんですが、非常に拙速だったというふうには思ふんですね。しかし、いずれにしても建議をされた、提案をされた。これを今

さしあたって、建設現場の中、特に中小規模の建設現場の中で労働災害の発生が残念ながら多い、こういうことでございますので、今度の法律も新たに店社安全衛生管理者制度というものをつくりまして、そして従来以上に中小企業の末端まで衛生、特に安全管理が行き届くように措置しているわけでございますから、まずこの法律を通していただいて、これに基づいて従来以上に監督指導体制を強化して確立していくということでござ

そして、実際処分をされるのはだれかといま
すと下請なんです。下請が送検され、そして罰金
を取られ、さらには指名のいけば取り消し、契約

要でございます。ただいま御指摘の二十九条におきまして、元方事業者に対して関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないように指導すること、それから関係請負人が違反していると認めるときは是正のための指示を行うことが義務づけられているわけでございます。

しかしながら、元方事業者が請負人に対して行うべき指導、指示の内容は現場の状況等に応じまして多岐にわたるものでございます。罰則を適用

する上でどこまで指導等を行えばその義務を果たしたことになるのか甚だ特定しがたい面があるために、第二十九条には罰則を設けていないものでございます。

しかしながら、今後とも元方事業者に対しましては、この第二十九条の措置が徹底されるよう指導していくこととしておりますけれども、今回の改正において元方事業者により安全管理体制の強化を図ることとしておりますので、これによりまして元方事業者の関係請負人に対する指導等も充実されるものというふうに考えておるところでございます。

○細谷昭雄君 これは特定できない、これはもう何回も聞きました。いろんな場所によってその事業、工事の態様によっても無数にある、だから特定できない。特定できるものから特定していくべきだというふうに思っています。部内の研究会なんかはそのためにつくるべきだと思ひ、長い経験がありまして蓄積があると思ひます。そういう点を補足していく、そして逃げ道をふさいでいくという努力をやらなくちゃいけないと思ひます。私は非常にこの点は憤慨にたえません。

今回、新たに元請事業者と注文主に対して、作業場所の安全確保のための措置を義務づけられることにされた規定がありました。例えば十五条の三、それから二十九条の二、三十一條の三、これがそうなんです、いずれも元方事業者や注文主に対する責任の明示、これは評価できます。そこまで評価できるんですよ。さっき言ったように二十九条と同じなんです。責任はあるといういながら罰則がない。これが問題だというように思っています。したがって、この罰則を免れないように元方事業者ないしは注文者に罰則適用、これを今後二十九条の改正と同様に検討すべきじゃないか、こんなふうに思っています。一連のそういう将来の問題としてこれは補足していく、対象を。これはやっぱり努力をしていただきたと思うんです、どうでしょうか、局長。

○政府委員(佐藤勝美君) 今回の改正で罰則を設

けなかった理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、いずれにしましても現在御審議をいただいております改正法案の中身は、災害発生時の状況を踏まえてのものでございますから、今後の災害発生時の状況に即していろいろな検討を行うというところは当然でございます。そういうことの一部として研究をしてまいりたいというふうに思っています。

○細谷昭雄君 建設省の皆さん方どうでしょう。先ほど挙げられましたが、重層下請構造という日本独特の建設現場における構造というのがこういう事故を多発させている原因の一つだというふうには私は思っているんです。

それで、重層下請構造、それをやらないとなかなか日本の建設業というのは成り立たない、それはもうそのとおりなんです。常に下請にだけ、いじめるというのは語弊がありますけれども、元請はのうのうと何をやっても罰せられない、そしてもうけはたっぷりもらう、これは統計ではっきりしているんです。ゼネコンのもうけというのは今まで大変でございました。恐らくことしも公共事業の前倒しという一番もうかるのはゼネコン、そしてピンはねという言葉はここでは妥当じゃないと思うんですが、結局下の方は本当にわずかの経費で一生懸命やって、事故が起ると一遍に処分される。やっぱり重層下請構造の改善、合理化、これは非常に重要だと思ひます。

これは、後ほどまたやりますけれども、率直に言つてこういうふうな問題が事故多発の原因だと思ひますが、この点について建設省は業者をどういうふうな指導するか、そのポイントは何かのかというふうなことをお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(風岡典之君) 個別の事故につきましては、原因、もちろんケース・バイ・ケースでございますが、非常に一般的に申し上げますと、先生御指摘のように、不必要な重層下請、こういうたものが適切な施工体制の確保の面からも非常に問題が多くて、事故の原因の一つにつながる可能性と

いうのは御指摘のとおりだと思っております。

私ども建設工事、これは総合工事業者と専門工事業者、両者がやはり適切な役割を持って実施をするというところは、これは建設業としてどうして

もそういう生産形態というのには残っております。私どもとしては、そういう元請、下請関係というのにつきましては建設生産システム合理化指針というのをつくりまして、できるだけ不必要な重層化を避けるとか、あるいは施工の責任の不明確さ、そういったものを明らかにしていくというふうなことで、いろいろな改善を指導しているところでありまして、

今後とも、そういう指針等によりまして、業者に対する指導というのを一層強めてまいりたいと思っております。

○細谷昭雄君 大臣に午前中まとめ、締めくくりにしてお願いしたいんですが、これまで議論をいたしましたとおり、お聞きのとおり建設業の現場の労災というのは、これは大変に複雑だということに言わざるを得ないわけです。実際は、元請が大きな責任を持ちながら処分されることもない、そして常に下請が、乏しい資力で技術力もない、そして非常に近代的な機構の中で労災に遭う、こういうふうなことを放置するということになりまして、これはどんな法律をつくつてもなかなか実効が上がらないと思ひます。

今回の法改正の目指すもの、ここに手をかけないとかやっぱりだめだ。私は元請責任を明確にすることが先決だというふうに主張しているわけですから、ひとつ可及的速やかに抜本的な元請責任を明らかにするよう、私が主張するようなそういう法改正をするべきだというふうに私は思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 先生からいろいろこの委員会におきましてもございますように、建設現場の安全確保のためには、当然元請による下請業者の指導や監督やまた協力、こういったことが必要であることはまさに論をまたないことでござい

ます。

その中で、今回は二十九条の二の規定を新たに

加えまして、そういった元請の側の責任についてもきちっと法文で示したわけでございます。ただ、そういうことでございまして、しかし実際の事故は現場で起こるわけでございまして、現場の請負の責任が最終的には大事でござい

ますから、これについてはきちっとした罰則体制強化ということを考えているわけでございまして、そういった現場の責任者についての元請側の責任は、それなりに十分に考えなきゃならないこととでございますし、私は元請といつても建設現場で事故が起こることについては従来とも非常に慎重であつたとは思ひます。思ひますが、こういう形で一つの指導、配慮というものを義務化してござい

ますから、直接的な責任としての責任は、現場であつても総合的な責任というものは避けることができないわけでございまして、やはり重大な事故が起つたような場合に、元請がどういふうなことを下請にやつかということについては当然調査の対象になって、まさにそういうこと

でしかるべき指導が欠けたというふうなことがあれば、私はそれなりの責任はおのずからとつてもらわなきゃならないことになる、かように考えております。

○理事(仲川幸男君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時開会

(理事仲川幸男委員長席に着く)

○理事(仲川幸男君) ただいまから労働委員会を再開いたします。

午前引き続き、労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○細谷昭雄君 午後の質問を始めたいと思ひ

ます。

労働省は昨年の十二月、労働安全衛生法の百条

に基づいて労働災害の報告書を提出せずに、俗に言う労災隠し、これを締め出すための通達を出したというふうな何一つありませんけれども、その趣旨と内容、そして結果はどうなっておったのか。それに対して局長は厳しく対処するということに、衆議院の労働委員会でお答えしておるようでありますが、その後余り変わった情勢はないと思ふんですけれども、もう一度確認のために質問したいと思います。

○政府委員(佐藤勝美君) ただいまのいわゆる労災隠しに關します通達でございますけれども、今おっしゃいますように、労働安全衛生法の百条に基づきまして定められております規則の九十七条で労働者死傷病報告書を監督署に提出する義務を定めているわけでございます。

いわゆる労災隠しと言われておりますものは、労働災害等の発生事実を故意に隠す目的で労働者死傷病報告書の提出を行わないもの、あるいはまた提出はしておりますけれども虚偽の発生事実を記載して提出するものを言っておるわけでございます。こういったいわゆる労災隠しを行う事実があるという旨の指摘が最近特にいろんな方面からなされるような状況が見受けられるところであります。

労働基準監督機関といたしましては、このような労災隠しが横行するということになりますと、労働基準行政の大きな柱でございます労働災害防止対策の確かな推進を危うくするということになりますので、こういった労災隠しの事実の排除の徹底を期する必要があるというふうに考えたわけでございます。もとより、通達を出さなくてもこれが適正な届け出をしないということはそれ自体も違法なわけでございますが、こういう状況にかんがみまして昨年十二月に通達を出したところでございます。

この通達におきましては、臨検監督、集団指導等あらゆる機会を通じて、事業者等に対して労働者死傷病報告書の提出を適正に行うよう指導を徹底するということと、それから労働者死

傷病報告書が提出された場合におきましても虚偽の記載がないかどうかについてその内容を十分審査する、労災隠し事実の発見に努めるというものでございます。万一、労災隠しの存在が明らかになった場合には、その再発防止の徹底を図るために厳正な処置を講ずること等を主な内容としたしております。

監督機関といたしましては、今後とも労災隠しが行われないよう的確な監督指導を実施するとともに、万が一そうした事実を発見した場合には厳正に対処する、そういうことによりまして労災隠しの排除に努めてまいりたいと思っておりますが、昨年十二月にこの通達を発しまして以降、その前と具体的にどう変わったのかという点につきましては、まだそう長い時日がたっておりませんので、特段ここで御報告申し上げるようなものは出てきておりません。

○細谷昭雄君 私経験でも、通院できる程度のけが、こういった場合はほとんど職場ぐるみ、小さな企業でも企業ぐるみでいけば一般の健康保険で済ましてしまう。かかった費用は全部会社持ちという形でやっているとこのがしばしば見受けられます。私にもそういう点を訴える人が多いわけですが、通達行政に頼らざるを得ないという監督官の臨検体制の弱さというのやっぱりそこにあるんじゃないか、こんなふうに思ふんです。

今局長から労災隠しの摘発、それからそれに対するいろんな処分ということをお聞きしました。監督官の臨検監督、つまり現場に行つて監督するという実施率を見ますと、逐年低下の一途をたどっているというふうに言えます。

例えば、ここに統計ありますけれども、昭和三十五年、これは一二%であった。これは労働省の統計です。それが昭和六十二年ですら約三十年後ですね、六十二年の実施率は五・四%、一二%から五・四%に三十年間で下がっているわけなんです。

一方、その原因を調べてみますと、監督官の実数といえますか定数ですね、この定数も出して

ただきました。この定数を見ますと、昭和五十四年度で監督官の人員が全国で三千六百六十人。それに対して事業所の数は三百二十二万一千九百六十人。昭和六十二年ですらそれから何年か後ですが、昭和六十二年の定数が三千二百三十七人。若千ふえております。そして、事業所の数は三百七十一万九千九百六十人と伸びております。これを一人の監督官の担当事業所数を出しますと、一人が千四百四十六カ所、これは全国平均です。千四百四十六カ所を担当する。一年は残念ながら三百六十五日しかありません。そして、さつき西野委員からお話がありましたとおり、やっぱり労働省だつてちゃんと休まなくちゃいけない。週休二日入れますとほとんど稼働するというのはいけません。

私が回つていく大阪や名古屋の監督官の皆さん方から聞きますと、これは天文学的な数字になるわけなんです。一人で大抵二千三百カ所から二千五百カ所。これは臨検体制は不可能なんです。これは通達に頼らざるを得ない、労災隠しも、現場の点検も不可能なんです。こういうのを放置しておくとどういふこと自体が労災隠しや労基法違反ないしは法令無視、これをいけば野放しにしておるといふことにならうかと思ふんです。

そこで、大臣、現在の一律のシーリング方式の定員、これでは与えられた労働行政の職責というもの果たすことはできないじゃないか、こんなふうにも思ふんです。若干統計を見ましても、まことにこれはもう寒い気持ちをするんです。

きのういただきました「労働基準監督官、安全専門官、衛生専門官等労働基準行政職員の推移」、これは基準局の職員だと思ひます。六十三年から平成四年までの数でふえたのが全体で五十七名です、五年間で。ところが、これもこちらの方がふえると別の方を減らされるという仕組みになっておるんです。それで、「最近五年間の職員の推移」を見ますと、労働省全体が昭和六十三年から平成四年まで、同じように五年間ですが、五年間で総定員はたつた六人ふえたばかりなんです。した

がつて、基準局がふえると別の方が減らされるという相関関係なんです。これはもう完全に一律シーリング方式、先ほど西野委員から指摘されたとおりでございます。これでは到底、どんな立派な法律をつくりましても通達しか出せない、そして後追ひ行政ということしかできません。大臣、これに対する率直な御所見、そして労働省みたいな本当にこれからますます行政需要が多くなつてくる、こういうところでは一律シーリングではだめだということをもつて大臣が閣議の中で発言するとか、そういうふうにはやになくちゃいけないんじゃないかというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 先生から大変大事な点の指摘があつたわけでございます。

御案内のように、定員削減を、これは歴代内閣がずっと実行してございまして、しかしそれにしても一律削減ではなしに、重要なところに必要な増員をあわせて図つておるんだ、こういうことでございまして、私も労働省としては毎年しかるべき定員増をお願いしてまいつておるわけでございしますが、なかなか思うようにいかないというのが現状でございます。ただ、その中でも基準行政、安全衛生確保につきましては、これも本当にわづかでございますが、六十三年、平成元年、二年、三年、四年とふえておるわけでございしますが、その分はどこかがへこんでふえているというふうな面もございまして、残念でございます。

我々は、やらなければならぬ仕事の重要さの認識は、先生の御指摘をまつまでも十分自覚してやつておるわけでございまして、今後とも必要な定員は確保していく、増員は確保していくというところで、これから省を挙げて取り組んでまいりたいと思ひます。同時に私は、労働省として人材の有効活用というものを一つの大きな課題にしておるんです。限られた定員であつてもいかに効果的に事務の管理ができるか、そういう事務管理体制の効率化についても同時にこれから努力をしてまいりたいと考えております。

○細谷昭雄君 ぜひお願いしたいと思ひます。

私たちがもちろんですが、建設省の皆さん方も、先ほど申し上げましたとおり労働省と一体になって、当事者という意識を持ってやってもらうということもこれからますます必要じゃないのか、こんなふうにも思つておる次第でございます。

また、内容に触れたいと思ひますが、建設工事における安全確保という点で、施工計画というものが実情に合うように計画をされるということが非常に重要だと思つておるわけですが、中央労働基準審議会の建議でもこのことが非常に重要視されて、二つのことがいわば提言されておるようであり、その第一は、発注者が安全衛生上配慮すべき事項に関する指針、二つ目が、事業者が事前安全性を評価するための指針、この二つを設ける必要があると提言されております。これも今回の法律改正では没になっております。その理由と、これをどのように生かすかということも含めて御回答をお願いいたします。

○政府委員(佐藤勝美君) 建設工事の施工時の安全が確保されるためには、発注者が安全衛生に配慮しました発注を行うというふうなことで、それから施工業者が施工計画の計画段階におきまして安全衛生面についての検討を行い、所要の対策を講ずるということが必要でございます。こういうこともございまして、中央労働基準審議会の建議におきましては、ただいま御質問にありましたように、発注者が安全衛生上配慮すべき事項に関する指針、それから工事計画の危険性及び有害性を事前評価するための指針、こういったものを労働大臣が策定をすべきことが提言をされていたところでございます。

しかしながら、このうち、発注者が安全衛生上配慮すべき事項に関する指針につきましては、建設工事の発注条件は建設の場所、建設する対象物等によりまして大変違つております。それを一つの指針として示すということは大変難しいことでございます。むしろそれぞれの発注者がその状況に応じた配慮を行うことが適切であることから、

法律には指針に関する規定を設けないということにしたものでございます。

それから、工事計画の危険性及び有害性を事前評価するための指針、これにつきましては事前評価の手法は必ずしも一つに限られるものではないといふようなこと、それから建設技術の進展に伴いまして絶えず見直していく必要があるというふうなことで、一つの手法に限定して指針を法律に基づき示すことが必ずしも適当ではないといふふうに考えたところでございます。

ただ、労働省ではこれまででも工事の計画段階において安全衛生面についての検討が適切に行われるようにセーフティ・アセスメント指針を適宜に示して示しております。事業者に対しては、その実施を指導してきたところでございますけれども、今後ともこういったセーフティ・アセスメント、現在工事の種類に応じまして幾つかの指針をつくつておるわけでございますが、こういったセーフティ・アセスメントの実施の促進を図るとともに、新たなセーフティ・アセスメント指針についても、関係の省庁と連携をとりながらその手法等についてさらに検討してまいりたいといふふうに考えているところでございます。

○細谷昭雄君 このことに関連しまして、発注者という立場から建設省にお伺いしたいと思ふんです。

公共事業の発注者の立場ということを建設省は持つてゐるわけですが、請負側からの発注者へのいろいろな注文というのが多いわけでございます。いろいろな出でるようですが、これを見ますといふような苦情がありますが、まず問題点、要望を持つてゐる割合は八九％、つまり八九％の請負業者が発注者に対して不満を持つてゐるということだと思ふんです。何が不満なのかというのを、第一位が工期、工法等の発注条件の適正な算定の調整が困難というものが最高で七三％、それから二番目が設計積算額を低く抑えるため安全衛生対策費にしろ寄せが行きやすい、これが六五・八％、以下五〇％、四八％、さまざまあるんですが、こ

ういふふうないろいろな請負側からの発注者への不満といふものは、これは工期と施工方法、これを含む施工条件の要望が多いといふことが言えるわけでありまして。直接に安全に関係するといふふうなことは思ひますので、どんな配慮を公共事業の発注に対して行つておるのか、その場合に工事費の積算に当たつて労働安全対策費、それから労働福祉費、これは全工事経費に対してどのような割合なり配分で配分されておるのか、これが第一点、第二点は、いつも私たち問題にするんですが、建設業の退職金共済制度がございまして。これに対しては、政府が一定の加入促進のための経費を工事費に積算をしてゐるわけですが、これがどうもはつきりしない。そこで公共事業、これは市町村や公団も含めて、公共事業に対してもう一度一貫した方針をきちんと出していただきたい。そうしないと、せっかくこういうふうに出してござんした色をつけてやつてゐるわけではありませんから、実際に働いてゐる労働者はほとんど恩恵を受けてはいないという実態なんです。したがつて、私はよく聞きますが、労働福祉費の中に入つてゐますといふんですが、もうきちんとした割合、そういう配慮をされておるのかどうか、これをここで明確にお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(青山俊樹君) 今お話しのことについて御説明させていただきますと思ひます。まず、安全対策費を公共工事の発注に当たつて積算単価にどれぐらい見込んでゐるかという点でございまして、公共工事の発注に際しましては会計法令により予定価格というものを定めるように定められておるわけでございまして、この予定価格につきましては、工事施工に必要な材料費、労務費、及び直接経費から成ります直接工事費と共通仮設費及び現場管理費から成る間接工事費及び一般管理費等を合計した積算額をもとに総額で定めるということになっておるわけでございまして、労働安全に要する費用といつたしましては、今申し上げました中で直接工事費、共通仮設費及び現場管理費のそれぞれに計上される性格のものでござい

ます。具体的に言いますと、直接工事費に計上する費用としましては構造物施工のための足場工だとか支保工の設置、撤去の費用及び損料などがございまして。また、これらは工事の内容等に応じて数字を上げて計上してゐるわけでございまして。共通仮設費に計上いたします費用といたしましては安全防護網等のようなもの、それから交通整理員のようなもの、トンネル工事における照明設備等のようなもの、こんなようなものが共通仮設費に計上されるわけでございまして。

また、作業員の安全に関する研修訓練に要する費用につきましては現場管理費に計上するといふようなことになっておるわけでございまして。特に、平成四年度におきましては施工実態の現状に基づきまして十五年ぶりに積算基準の大幅な改定を行いました。この中で、通常行つております安全ミーティングに加えまして安全に関する定期的な研修訓練を実施することとするための費用を新たに計上したところでございまして。厚生年金、健康保険料等の法定福利費や慰安、娯楽、医療等の福利厚生費につきましては、実態調査に基づきまして現場管理費及び一般管理費にそれぞれ計上してゐるわけでございまして。

先にお尋ねの安全に関する費用の率は何％かというお尋ねでございますが、これらの経費につきましては、工種とか工事規模及び工事の現場の施工条件によりまして大きく異なりますために、請負工事費に対する割合を一律に示すことはできないといふことでございまして。私ども、発注者からの予定価格の算定におきましてこれらの品目について適正な積算を行うことが必要であると強く認識いたしております。また、建設業退職金共済制度について公共工事の発注者としてどのような対応をしているかというお尋ねでございますが、今申し上げましたように、予定価格の中に適切に計上するということとは当然でございます。具体的に申し上げますと、工事の積算におきまして請負業者が共済組合に掛金を納付するための費用を現場管理費に含めて計上

するといふ措置をとっております。また、これを確認と申しますかフォローアップするという観点から、工事を受注した建設業者に対しては、掛金収納書の提出をするようにという指導をしておるところでございます。

以上、二点についての御説明をいたしました。

○細谷昭雄君　そういうふうな中身については、もう一度確認をしながら、やっぱりきちつと末端まで通るようにしていくべきじゃないのか、こういうふうには思っています。我々もその点はその都度聞いてはおるんですけれども、どうも末端までそれがちゃんと達しておらない、こんな嫌いがありますので、ぜひひとつ努力をお願いしたいというふうに思っています。

それから労働福祉の面で、実は私、きのう大宮の、建設産業における生産システム合理化指針によるところの関東地建内におけるモデル事業を拝見してきました。これは御案内のように、おとしから発足しておる事業で、土建の現場、建設現場においても週休二日制をどう完全実施できるのかというモデル事業であります。大変御厄介になつてきましたが、現場ではドービー建設工業株式会社が、これがキヤップで、下請の皆さん方といっしょになつて建設省の支援でモデル事業をやつておるということなんです。

地建の先頭の副所長や会社の責任者、それから働いておる労働者も含めた下請の皆さん方、この方々からいろいろお聞きしました。このモデル事業は、労働者にとってはすごく喜んでおる事業なわけです。今までは六日間、ともすれば恐らく私の知つておるところではモデル事業は別として、一般では下請は一カ月二日しか休んでいない。第一日曜と第三日曜。これはもうはつきりしているんです。たつた二日なんです。時短なんという時代に、ところが、モデル事業は週休二日制なんです。しかも働いておる人が、今まで六日間働いておると同じ賃金を、収入をもらえるというのですからこれほどいいことはない。モデル事業ですからこれができるわけです。

非常に喜んでおりました。年配の人ほど喜んでおる、非常に助かる。問題は、こんなモデル事業を早く、要するに一般化させていくということが待ち遠しいわけでありまして、これをやらないと二十一世紀の企業には残れないと私は思つておるんです。

問題は、こういう一般化できる見通しがどうかという問題と、親の心子知らずという言葉がありまして、建設省がそう思つておられます。一般の建設企業というのは、相も変わらずどんぶり勘定で、土方を殺すには刃物は要らぬ、雨の三日も降ればいいという程度の非近代的な状況に置かれておるというふうな言つても過言でないと思つておる。したがつて、建設省の親の心はなかなか企業がぐんでくれない。何とかしてこれを近代化し、合理化していくのかということ、まさに二十一世紀に生きるための課題だと思つておる。そのことを踏まえて、せっかくなのを見えまして感謝しておりますが、問題は一般化できるめどをどこに置いているのか、週休二日制の創出のための事業なんです。これについてのめどを、簡単にいいですからひとつ聞かせていただきたい、こういうふうに思つておる。

○説明員(青山俊樹君)　週休二日制の導入等の話でございますが、こういった労働時間の短縮問題は、労働環境を改善し施工体制の確保を図るために必要な課題である、極めて重要な課題であると認識をいたしておまして、建設省では、平成二年度から週休二日制の試行としてのモデル事業を実施してきたところでございます。

まず、直轄から始めるということで、平成二年度は関東地方建設局管内、それから平成三年度には同様のモデル事業を全国的に実施しているところでございます。私も建設現場における労働時間短縮に対しては、こういった週休二日制モデル事業が先導的な役割を果たすという認識を持っております。平成三年度は全国で九十カ所に上る箇所になつておるわけですが、平成四年度も引き続き全国的に直轄事業で実施していき

たいと思つております。こういった直轄で実施しましたモデル事業の実施状況を踏まえまして、いろんな課題、問題点等も出てきておりますが、こういったものに対する対応策を考えつつ全国的にさらに広げていきたいというふうに考えております。

○細谷昭雄君　ぜひひとつ努力していただきたいというふうに思つております。私たちも応援したいと思つております。

大手のゼネコンの日建連は、昨年の四月から完全週休二日制、これをやろうということでやつておるんです。大手のゼネコンは確かに休んでおるんです。私もよく回つてみますと、ところが、同じ現場におられます下請以下はせっせと働いておる。これはやっぱり変なものがあるんですね。自分たちだけではもう週休二日、しかし末端はそうじゃない。これはひとつ問題点として指摘しておきたいというふうに思つております。

なお、地方の建設業協会も週休二日制の促進、これをうたつておるんですが、これまで旧態依然、先ほど私の言つたとおりであります。建設省は何とか近代化のために、やっぱりゼネコンばかりじゃありません、一次下請、二次下請の皆さん方も同様に、少なくとも週休二日まではいかにないにしても、一カ月日曜日は休むというこれだけは最低ひとつ時間短縮のいわば来年度までの目標にしていただきたい、こう思つておる。これはもう指摘だけ。

そこで、時間がございませんで大急ぎで残つておる法案の内容についても一度戻つてやってみたいと思つております。

まず、工事の発注者に対する建設工事の安全の問題ですが、これはどうしても事前の指針が必要である。今回の改正でもその指針が入れられておつたわけですが、これまたばつさりとなつておるんです。これは、提言された指針のかわりに通達で、しかもマニュアルを示して対応をすべきものであるというふうに私は思つておるんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐藤勝美君)　発注者に関する指針でございますが、今回の法案ではそのことが入っていないわけでございます。建設工事につきましては、発注者の安全施工についての配慮が工事の安全に大きな影響を与えるというところはおっしゃるとおりでございます。労働省におきましては、本省それから地方労働基準局あるいは署の段階におきまして、建設省等の国及び地方公共団体の発注官庁あるいは大規模な工事を発注する公団等の発注者との間で労働災害防止に關する連絡協議会を持つております。そういうところで施工時の安全に配慮した発注の実施、発注者としての立場からの安全施工に關する施工業者に対する指導、こういったものについての協議を進めてきたところでございます。

それから、前回六十三年の法改正の際に、建設工事の安全施工に關しまして発注者に問題があると思はれた場合には、労働大臣または労働基準監督局長が労働災害の発生防止に關する事項について必要な勧告あるいは要請を行うことができることとしたことは御承知のとおりだと思います。

今後とも、発注機関との連絡を一層密にいたしまして、発注者に対しまして勧告、要請制度の適正な運用を通じて施工時の安全に配慮した発注が行われるように努めてまいりたいというふうに思つております。

○細谷昭雄君　同様に、事業者による事前の安全性の評価、これも全く同じなんです。今局長のお話のとおり、この指針にかわるそういう措置というのを講じますね。これはもう確認だけ。

○政府委員(佐藤勝美君)　そのような措置を講じます。

○細谷昭雄君　労働省はこれまで、さつき局長からもちよつとお話ございましたが、セーフティ・アセスメント指針、これを公表してまいりました。大変分厚い立派なものでした。私も拝見しました。問題は、どの程度に現場でこれが活用されておるか。これが活用されると恐らく事故

はもう半減するんじゃないかというふうに思うんですが、余り立派で分厚いものですからかえって利用しないということもあるんじゃないかと思うんです。重大事故の防止のためにはぜひこれは活用させてもらいたいというふうに思うんですが、活用の方策、これを伺いたいと思います。短くお願いします。

○政府委員(北山宏幸君) 御指摘のとおり、労働災害を未然に防止するためには工事の計画段階において十分な安全性の評価を行うことが非常に重要であるというふうに考えているところでございまして、私も、これまでも関係業界団体等に対してセーフティ・アセスメント指針の活用につきまして要請をしたり、あるいは計画の届け出の審査の際にその辺のところを指導してきたところでございます。

今後とも、発注者等の御協力も得ながら、事業者において事前の安全性の評価が確実に実施されるように強力に指導していきたいというふうに考えております。

○細谷昭雄君 今後、事業者に事前の安全評価、これをどのように行っていくつもりなのか、これについての方策もあわせてお伺いしたいと思っております。

○政府委員(北山宏幸君) 事業者に対する活用につきましては従来も、先ほどお話しいたしましたように、関係業界団体等に対して集団指導を実施する、あるいは現在安全衛生法の八十八条で計画の届け出制度がございまして、この届け出を審査する段階におきまして、そういった私どもが公表をしておりますセーフティ・アセスメント指針を活用したかどうかというようなことについても具体的に指導をしていくようなことで、なお一層の活用を事業者に指導してまいりたいというふうに思っております。

○細谷昭雄君 最後に、大臣に要望もあわせまして締めくくりに質問をしたいと思っております。今回の改正は、来年度本格的に取り組もうとされております労働基準法改正、これの本番に向け

ての私はやっぱり条件整備だろう、その一環だろうというふうな受けとめております。それだけに幾つかの点で中央労働基準審議会の建議や提言が本法改正に欠けておるという点では大変遺憾であるというふうに私は思っております。

そこで、大臣に要望しておきたいと思うんですが、第一に、今回の改正だけで事故の撲滅は期せられないと思っております。したがって、不備な点の補完対策を十二分にやってもいいというところが第一。第二は、職員定数の充実、これがどうしても必要だということ。第三は、建設省との提携、これによって建設業界全体の積極的な合理化と近代化、これを行うことによってやはり労働環境の整備向上、これに努力してもらおうことが先決だ、こういうふうな三つ思うわけであります。それで、この骨子を踏まえまして、万全の事故防止はもちろんなこと、いわゆる今言われております三K職場、これの汚名を一日も早く返上することが必要なのではないか、こんなふうに思っております。

さらに私は、来年度の労働基準法改正に向けて部内の研究会、それから中央労働基準審議会、これらの諮問に對しまして、思まれない立場で働いておる例えば出稼ぎ労働者ないしは底辺と言われるところでも働く多くの名もない労働者、この人の方の有給休暇制度、これは今度の改正では、来年度の改正ではどうしても実現しなくちゃいけないというふうに思っております。

したがって、以上の点につきまして大臣を含めまして労働省全体で取り組んでいただきたいというところを要望して、最後に大臣の御決意を、御所見をいただきたいと思います。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 先生からいろいろ貴重な御示唆、御指摘をいただいたわけでございます。たびたび申し上げるように、職場の安全衛生の確保、これは我々労働行政の最大の課題でございまして、今回の審議会の建議を踏まえまして、これに基づいてさらに安全衛生の確保が一步を踏み出す気持ちでございますが、今回の法改正に盛

り込まれなかった面につきましてもいろいろ今後検討をし具体化してまいりたいと考えております。そのために、必要な人員につきましても大変な御心配いただきました。ふやしておきますけれども十分ではない。私も職場のいろいろな現場を見て知っておりますので何とか充足してまいりたいし、またこれも申しましたけれども、御指摘もございましたが、やはり発注者側、まあ建設省は最大の発注者の一つでございますし、また発注者を指導する立場にあるわけでございます。ですから、建設省といろんな面での情報交換、意見の交換をしながら努力をしてみたいと思っております。

出稼ぎ問題、先生は秋田で私は山形で、もう昔から出稼ぎ問題については先生からいろいろ御指導を賜っているわけでございます。ひとところよりは山形なんかの場合は出稼ぎが減っておりますけれども、まだあることは事実でございます。そういう方々、出稼ぎそして底辺労働者、これは御指摘がございましたけれども、こういった方々の職場の安全からさらには所得のいわば保障といえますが向上、例えば有給休暇をどうするんだというお話がございまして。

有給休暇という制度自身は、ある程度一年間継続雇用されてどうこう、そういう条件もございましてけれども、例えば私どもは出稼ぎ労働者指針の中においてもいろいろこういったことについても配慮していただくように申し上げてございますので、そういった出稼ぎを含めての底辺労働者の方々の職場の安全化さらには生活の改善に向けて私たちがこれまでも努力してまいりましたが、そこを一層これからも努力を続けてまいりたい、この決意でございます。

○細谷昭雄君 終わります。ありがとうございました。○中西珠子君 建設業における死亡災害は依然として多くて、平成二年においては千七十五人、平成三年の速報値でも千四十七人、ともに全産業における死亡災害の四割以上を占めているわけでございまして、殊に規模五十人未満の中小規模の現場での災害が多いというのが実情であります。建設業の特殊性の一つである重層下請構造から来る災害の防止には店社安全衛生管理者の選任などを含む今回の法改正は緊急の必要事と思うのでございますが、法案の中身について少しお聞きいたします。

第十五条の三に「店社安全衛生管理者」、「労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、行おうという事になった者」が、どのような資格を持った者からどのような選任方法で選ぶかということをお考えなのか、お聞かせください。

○政府委員(北山宏幸君) 店社安全衛生管理者制度が実効を上げるためには、十分な知識、経験を有する者が選任されることが必要であります。このため、店社安全衛生管理者の資格要件として、一つには大学卒業後三年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有すること、それから二つには、高校卒業後五年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験のあること、三つ目に、八年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験、こういったことを省令で規定するように現在考えているところでございます。

○中西珠子君 選任方法はそういう資格に適合した人をそれぞれの店社から推薦されてくる、それを認定なさるということですか。

○政府委員(北山宏幸君) これは事業者において選任をしていただくということでございます。特に行政等に報告とかそういうものについては考えてございません。

○中西珠子君 二十九条の二というのが付け加わりました。そして建設業の元方事業者というものの責任が一層強化されたわけでございます。今回の改正では罰則がついていないということがまだ非常に残念な点でございますけれども、まあ一歩前進ではないかと思うわけでございます。この二十九条の二に「土砂等が崩壊するおそれ

のある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の労働省令で定める場所において」と、この労働省令がうんと出てくるんですね。この「労働省令で定める場所」というのはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○政府委員(北山宏幸君) 労働省令で定める場所といたしましては、工事現場全体を見まして請負人のみでは十分な安全措置を講じることが期待できない、そういった危険を有している場所について定めたいというふうに思っております。具体的には、建設機械等が転倒するおそれのある場所であるとか、それから架空電線、いわゆる感電防止のための架空電線に接触することにより感電するおそれのある場所、それから御指摘のような土砂崩壊のおそれのある場所、それからコンクリートブロック塀、そういうものの損壊により危険を及ぼすおそれがある場所、そういったものを考えているところでございます。

○中西珠子君 先ほどいわゆる労働省令の通達についての御質問がありましたけれども、もう少しお聞きしたいと思うんですが、今いわゆる労働省令、労働災害の発生に際して発生する事実を隠蔽したりまた虚偽の内容を記載して労働者死傷病報告書というものを出すケースがふえているようでございまして、その業種別の件数は建設業が最も多い。建設業が過半数を占めている。次いで多いのは製造業、殊に外国人労働者を多く使用している金属製品の製造業が多いと聞いております。

平成三年十二月五日基発六八七号という通達をお出しになりました。いろいろこういった労働災害を排除するように御努力になっていくわけではございますが、労働省令の通達というものはどのように把握していらっしゃいますか。

○政府委員(北山宏幸君) 先生御指摘のとおり、建設業における労働災害というのが問題になっているわけではございますけれども、労働災害をする動機といたしましては、例えば労働災害が発生した関係請負人の元方事業者に対する気遣いからの隠ぺいであるとか、あるいは元方事業者の無災害

記録が中断するといいますが、そういうことも考えられるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○中西珠子君 ついでにお聞きしますけれども、製造業では殊に外国人労働者を多く使用している金属製品製造業、そういったところでは結局外国人労働者を不法に使っているというふうなことを隠したためというふうな動機もあるでしょうか。

○政府委員(北山宏幸君) 外国人労働者の災害を隠したいという御指摘でございますけれども、その辺のところにつきましては、私も外国人労働者の労働災害につきまして何件か把握はしておりますけれども、その動機として外国人労働者の災害を隠すためということについては私ども明確な動機として現在のところ把握はしてございません。

○中西珠子君 いわゆる労働省令の排除通達の中で、こういう労働省令があるということは非常に労働基準行政の上からゆゆしき問題であるから何とか徹底的にこれを排除していくように、いろいろ方法をお考えになってそれを通達の中身としてこういうふうな処置をするようにという指示をなすつていますね。大変御苦労なこと、いろいろな書類を突き合わせてみたり、時間もかかるし、労力も大変なのではないかと思うわけではございません。

労働者死傷病報告書の様式がございまして。死亡の場合、または休業四日以上の場合、必要とする場合の様式は二十二号様式です。それから休業四日以下の療養という場合にはいわゆる二十二号様式というのがございます。これを拝見いたしますと、詳しくいろいろ災害の発生状況とか、被災した労働者の年齢、その他いろいろ詳しく書くようになっておりますが、報告書を作成した人の職名と氏名だけしか書かないでよくて、労働者の方の関係者、殊に死亡の場合は遺族だとか家族だとか、それから被災した労働者の代理を務められる人、それからまた被災者がそなたにひといいれではなくて、自分自身で確認をすることができ

るといふふうなケースもないわけではないと思いますが、いずれにいたしましても労働者側の確認というものを書く欄が全然ないわけですね。こういう確認をさせる欄というのをおつくりになったならばもっと早く労働省令がわかるのではないのでしょうか。

○政府委員(北山宏幸君) 事業場におきまして万一労働災害が発生した場合には、事業者は災害の発生状況であるとか、あるいは発生原因等の把握をすることによりまして災害の再発を防止する必要があるというふうな御指摘でございます。こういった観点から、事業者がその責任において具体的な事実を労働者死傷病報告として所轄労働基準監督署長に提出をするという仕組みが現在の安全衛生法上の仕組みであるわけではございません。これまで、労働省令といたしましては、事業者に対して同死傷病報告の提出を迅速、適正に行うように指導してきたところでございますけれども、さらにこの徹底に努めるとともに、万一労働省令を隠すことといたしましては、これに厳正に対処をしていくこととしております。

○中西珠子君 事業者の責任においてやらせているとおっしゃいますけれども、事業者そのものが故意に報告をしなかったり、また虚偽の報告内容を持った様式で報告をしてくる。二十二号様式、二十四号様式いずれにしても、労働者側の言い分をいふんです、労働者その人じゃないんです。労働者側の関係者の証言という、労働組合の同僚であつてもいい、代理者であつてもいい、死亡者である場合はその遺族であつてもいい、何か労働者側の確認を全然しないというの、事業者側の責任というの、これはわかりませんが、ただこれも責任を負うべき事業者が虚偽の報告をしたり、また故意に報告をしないという場合はどうするかということをお考えいただいた方がいんじゃないか。また、確認欄を設けて確認させるといふことが非常に難しいけれども、一応それは考えていただきたいと思います。

また、提出された報告書というものは果たして

正しい記載がされているか、本当に出されたかどうかというところをチェックするために労働者側の代表なりなんなりが行きましたときに、労働者死傷病報告書は二十二号であつても二十四号であつてもお見せにならないのでございまして、ですから、ちよつと不審な点があるから見せたいだきたいというふうなことを言ってきた場合に見せる。それからまたコピーもとらせてやる、そういうことをお考えいただいたらどうかと思つたわけなんです。この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(佐藤勝美君) 労働者死傷病報告は、労働安全衛生法の百条に基づきまして事業者は提出を義務づけているものでございますので、これはほかの者に閲覧をさせることはできないわけですね。けれども、ただ被災した労働者あるいは遺族が労働災害の発生に際して疑問のある場合には、監督署等に御相談をいただければ必要に応じて調査を実施するということ、その内容についての確認等の適切な措置を講ずることになっております。

したがいまして、そういう方法によって今の御質問のような問題については解決を図りたいというふうな思つております。

○中西珠子君 労働安全衛生規則九十七条一項によつて様式二十二号の報告書は出すことになっていまして、それも遅滞なく出すことになっていまして、具体的にいつまで出すという期限は明示してないわけですね。ですから、これは具体的に期限を明示して、期限内に提出されない場合にはやはり違反として厳しく取り扱うというふうなことをなすつたらいかでございましょうか。

○政府委員(佐藤勝美君) ただいま仰せのように、この報告は遅滞なく提出する、こういうことになっていくわけではございます。期限を具体的に定めればもちろん明確になるという点ではそのとおりであると思つては、ただ労働災害が発生した事業場におきましては、労働災害の発生状況それから原因などを把握した上この報告書を提出することになっておりますので、そういうことから

いいますと、一律に提出期限の日数を明確にするということにつきましては難しい問題があると思ひます。とりわけ、これの提出の義務違反につきましては罰則があるというようなことからしますと、そういう点から大変困難な問題があるかと思ひます。

いずれにしても、この死傷病報告の迅速な提出あるいは事実の適正な記載については、さらに事業者徹底をしていく必要があるというふう

○中西珠子君 この「いわゆる労災かくしの排除について」という通達の中で、「労災かくしが横行することになれば、労働災害防止対策を重点とする労働基準行政の確な推進を期することができなくなりかねず、かかる事業の排除に徹底を期する必要がある。」、こうおっしゃっているんです。大臣はこの問題にはどのような取り組みをなさるつもりでいらっしゃいますか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) まさに、労働者の安全と衛生の確保を図らなければならない事業者が、労働災害が発生した場合にそれを故意に隠ぺいしようとするというふうなことは、これは労働災害防止対策としては極めて遺憾、重大なことであると私は考えておりますので、我々としてはこのいった労働災害隠しがないように今後一層指導を強化してまいります。万が一こうした労働災害隠しの事態があった場合には、これは厳正に対処をしてまいりたい、かように考えております。

○中西珠子君 建設業の労働災害が非常に多いわけですが、外国人労働者が建設業で随分働いていると思うんです。そういった人たちの労働災害についてはどのように把握していらっしゃるんですか。

○政府委員(佐藤勝美君) 特に、建設業でのいうお尋ねでございますが、私も把握しております件数、平成三年の状況を申し上げますと、労働省で把握しております外国人労働者の労働災害による、休業四日以上でございますが、その死傷者数が平成三年は三百八十五人となっております

けれども、そのうち建設業が六十七名、これは死亡それから負傷を含んだものでございます。この建設業六十七名のうちの九名が死亡災害ということになっております。

○中西珠子君 外国人労働者が被災した場合は労働保険は適用するんですね。不法就労者はどうですか。

○政府委員(佐藤勝美君) 労働保険の適用につきましては、もちろん外国人でありましても日本国内の労働基準法の適用がされます事業主が労働者として使用した者であれば適用になるわけでございます。

この場合に、もちろん不法就労というのはあつてはならないというのが私たちの基本的な立場でございますが、実際に不法就労者であっても、労働者として使用しているということになりますと、これは適用があるということになるわけでございます。

○中西珠子君 不法就労者だからといって死亡しても適用しないということではちょっと大変かわいそうな問題でございまして、そのところでは少し弾力的に運用していただきたいと思うんです。

それから、外国人労働者というのはいろいろ言葉の障害もあるし、安全衛生教育というものをやっていくのは大変難しいんじゃないかと思ひますが、労働省はどのように指導をなさつていらっしゃるんですか。基準法にも安全衛生法にも法令の周知義務がございまして、それをどのように外国人にわからせるように事業主に指導をなさつていらっしゃるんですか。

○政府委員(佐藤勝美君) まず、基本的には、外国人であらうとなかろうと、要するに労働者ということであります。すべての労働者の安全衛生の確保を行う義務が事業主にあるわけでございます。また安全衛生法によりましていろんな義務を外国人であるがゆえにその労働者は除外をするということになっていないわけでございますから、そういう点では日本人と同様に扱わなければいけ

ないということが基本でございます。

ただ、おっしゃる通りに言葉の問題がございまして、日本人並みと言ってもそれだけではカバーできない問題がありますので、例えば中央労働災害防止協会というふうな、これは法律により設立されております災害防止団体でございますけれども、そういうところでは、事業者が行います外国人労働者の安全衛生教育に役立てるために外国語によりまして入場時の安全衛生教育用のテキストあるいは現場で掲示をいたします外国語の表示ラベルといったものを作成いたしまして、関係のある事業者に対しては、そういうものを使用して外国人労働者の安全確保を図るよう事業者を指導しているところでございます。

なお、ちなみにこの場合の外国語というのは、現在のところ教育用のテキストとしてはポルトガル語、スペイン語、中国語、英語というふうなもの、それから表示ラベルにつきましては、例えば「危険」というようなラベルでございますが、英語とポルトガル語のものを現在のところ作成しているところでございます。

○中西珠子君 不法就労者が大変ふえている中で、外国人労働者を見ればもう不法就労者ではないかと思ひます。不法就労者もやはり同じ人間なんです。被弾したときは温かい手を差し伸べていただきたい。これは要望として申し上げます。

在留資格が大変問題で、そして適法な就労者だけを対象にしなければ対策はとれないというものが建前であらうかと思ひますけれども、一応基本的な人権を持った同じ人間だからやはり温かい措置といふものをお願いしたいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 今局長から答弁がございましたが、いわば合法的に入っている人であつて、不法就労という形であつても、日本国内で日本人の経営者が、工場主が使用しておつた場合の労働災害については労働災害法の適用を受ける、こう

いうことでございます。人道的な観点からはまさにそういうことであると思ひます。

ただ、私も私としては、できるだけ不法就労をしないように入管当局また警察当局と連携をとりながら、ともすればそういった不法就労という形が労働安全の面からも多少手放かりになるのかなというふうな面もございまして、まず基本的には不法就労というものが出ないようにひとつ努力してまいりたいと思ひます。

○中西珠子君 今度はちょっと角度を変えまして、快適な職場環境のお話を伺いたしたいと思います。今度の改正法案の中で、第七章の二として「快適な職場環境の形成のための措置」というのが入つておりました。第七十一条の二には「事業者の講ずる措置」というふうな列挙してあるわけでございますが、その他必要な措置と、こう書いてございまして、快適な職場環境が必要だということとはもう前からみんな主張してきたことでございまして、突然今回の法改正に当たりまして、快適な職場環境の形成ということに非常に力を入れている理由は大変どういふところでございまいしょうか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 労働行政の基本というのは、例えば最低賃金制に代表されておりますように、ミニマムな労働者の生活条件そして職場条件の確立でございまして、その中ではまさに安全衛生といふのはこれはもう最低限どうしても必要な条件でございます。

我が国が、最近のように経済的な発展を遂げてまいりますと、そうしたミニマムな労働条件から一歩先に踏み出して、そしてより快適で働きやすい職場をつくる、また住宅だとか通勤だとか、それから勤務時間にしてみても、ですから、やはりミニマムの確保から今度はレベルアップに向かつての労働行政というものを我々は志向しているかなければならない。まさに生活大国づくりといふのはそういう観点からの大きな政策だと思ひます。でございまして、そういう中で快適職場といふものを今回我々としては大きく取り上げて実

現いたしたい、こういうことでございます。

○中西珠子君 労働災害を防ぐばかりでなく、積極的に快適な職場環境をつくっていくことが労働者の安全衛生それから福祉というものにつながっていく。生活大団実現のために大いにやっていただきたいとお願ひ申し上げます。

ちよつと、法案の中身についてお聞きたいします。

七十一條の二に、「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。」、こうなっておりますね、努力義務でございますが、ここに「一、二、三」と出ているわけです。「作業環境を快適な状態に維持管理するための措置」、「労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置」、「作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備」、これは非常に大事なことでございまして、これら労働力不足、また高齢者の労働力がふえるというふうな面、また女性の労働力も必要とされている面から考えましてもこの三つは絶対必要なのでございますが、第四番目に「前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置」と書いてありますが、これまた労働省令かなんかでお決りになるわけですか。どういう意味でしょうか、そのほかというのは。

○政府委員(佐藤勝美君) 仰せのように、現在御審議をいただいております法案によって第七十一條の二というのが安全衛生法に新設をされるわけですが、

そこで、ただいま先生がおっしゃられました一号から三号までで快適な職場づくりのための、言ってみれば典型的な要素を三つ具体的に法律上決めまして、それ以外のものが快適職場を形成するための措置というのがあり得るわけですから、それを四号で包括的に、指針で定めるべくそのための根拠をこの四号に置いておるわけでございます。

ます。

しからば、この四号の措置として具体的にどんなものが内容になるのかということでございますけれども、考えられますことは、例えば洗面所の改善であるとか更衣室等の改善あるいは談話室等の設置、食堂を清潔で労働者が使いやすい状態に整備することなど、つまり一号から三号までに該当するもの以外で快適職場形成に必要な措置、こういうものを考えておるわけでございます。

○中西珠子君 大変結構だと思ひますが、第七十一條の三で指針のことが出ておりますね。快適な職場環境形成のための指針を労働大臣が策定し公表なさるということになっておりますけれども、平成三年十二月に出ました中央労働基準審議会の意見、その中央労働基準審議会の殊に労働災害防止部会の報告書の中には、中央労働基準審議会の意見をまず聞いて、そして策定し公表するということに一応なっているわけですね。この点はいかがなんでしょうか。一応案をおつくりになつて中央労働基準審議会の意見をお聞きになつてそれから公表なさると、こういうことになりましようか。

○政府委員(佐藤勝美君) 仰せのように、この指針の策定に当たっては、審議会の建議で審議会の意見を聞くこととしておるわけでございますが、これを受けまして、労働基準法第九十八條第二項に安全衛生法の施行に関する事項について審議会の意見を聞くというふうに審議会の機能が書かれておりますけれども、それに基づきまして審議会に諮つて策定を公表する、こういうことになるわけでございます。

○中西珠子君 とにかく、労働省はやはり労働者の福祉のため、それから災害の防止、快適な職場環境の形成、そして労働条件、賃金、労働環境の改善のためにやっていたく省だと多くの労働者が、日本じゅうの労働者が御期待申し上げているわけでございますので、労働大臣にひとつ御決意のほどをお聞かせいただきまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 先ほど来申しておりますように、労働行政の最大の課題は職場の安全であり衛生であり、そして最低の労働条件の確保であるわけでございますけれども、その上にさらに一歩進んで、働きやすい職場だとか家庭と職場の調整の問題とか、それからレジャーとかそういったいろいろな問題、まさに勤労者、人間としてトータルにこれをとらえて、そして実質的な作業状況、生活状況の改善を図るということにこれから労働省としては全力を傾けてまいりたい。

今回の法案の改正をお願いする趣旨もその大きな政策の一環でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○中西珠子君 大臣、お願いいたします。

どうもありがとうございます。

○山中都子君 本法案の提出の背景には、申し上げるまでもなく、例えば広島市における橋げた落下事故、あるいは私も当委員会でも視察に参りましたけれども松戸市におけるトンネル水没事故、それからさらにことしに入りましてから後瀬市の自衛隊の厚木基地の体育館工事での事故等々、そうした貴重な、そして悲惨な経験が背景になつていっていることは既に指摘がありまして。

けさほど来からの審議の中での問題と若干重複することがあるのですが、御答弁が明確に承れなかつた点、十分聞き取れなかつたところもありまして、重複するところは事前に御了解をいただきたいと思ひます。

初めに、私も視察に参りました、私も痛感したんですが、松戸のトンネルの水没事故のとき、現場を見ていろいろ説明も聞いたり、労働省の見解、その時点での一応の御説明はいろいろ伺つたんですが、先端で仕事をしていたら方々たち以外の危険な状況を知らせてとにかく緊急に避難をするというために、例えば電話などがあつても役に立たないという事態があるんですね、実際に地御説明を伺つてわかつたんですけれども、質問私が素人なりにそのときにも疑問も呈し、質問

もしたんですが、例えばサイレンを鳴らすとか、それから強烈なライトでフラッシュをたいて、音は聞こえなくても切り羽というんですか、最先端で仕事をしている方たちがとにかく外の状況がわからないわけだから、だからこういう危険な状況にあるんだからすぐに避難してくれということを知らせることがサイレンを一つ鳴らすことでできたんじゃないんですかということも私そのときにも現地でお伺ひしたりしたんですけれども、どうもその辺がどうだったのかということがもう一つはつきりされないうままに、私自身が納得できないままに、今私もいろいろ勉強もしているんですが、そこら辺のところを一つお伺ひしたい。それから、すべての事故について伺ひたいわけですが、時間も限りますから、私も視察をいたしました松戸の事故の経過が現在どういう状況になつていのかをお示しいただきたい。

初めにちよつとお願ひしたいんですが、ちよつと距離がありますので、皆さんどうぞ少し声を大きく、元気に答えていただきたい。

○政府委員(北山幸君) 松戸のトンネルの水没事故につきましては、九月十九日の事故の発生後、労働省におきましては直ちに千葉労働基準局に災害対策本部を設置するとともに、千葉労働基準局及び所轄の労働基準監督署による災害調査を繰返し実施してきているところでございます。

また、本件事故の重大性にかんがみまして、事故原因について専門的な立場からの検討が必要であるということから、労働省の産業安全研究所の研究者を現地に派遣しまして事故原因の調査を行つてきているところでございます。

現在までのこれらの調査結果によりますと、隧道の上流の端に接している調整池にはらんした水が流入しまして、水位上昇に伴う水圧の上昇によつてトンネルと調整池を仕切つていた仮り締め切り部分が決壊したため、坑内にいた掘削作業員と避難連絡のため坑内に入った作業員八名が被災したということが判明しているところでございます。

今後、さらに警報設備の設置の問題であるとか、それから工事の設計、施工の問題等も含め、幅広く調査を継続して行っていくこととして、いろいろございしますが、本件につきましては現在、事故の原因の調査と並行いたしまして、所轄の労働基準監督署におきまして労働安全衛生法違反の疑いで捜査を進めているという段階でございまして、詳細にわたつてのコメントは事の性格上差し控えていただきたいというふうに思っております。

○山中都子君 差し控えられちゃうと困るんですけども、私が伺っているのは、まずはサイレンとか強烈なライトとかフラッシュとか、そういうことでもなくとも現場の人に危険だよと知らせるということではできると素人考えでは思いますが、そういうことはできるんじゃないでしょうか。できるし、またやらなきゃいけないことなんだと思うけれども、どうしてそういうことがされなかったのかということも、そういう経過なんかを知りたいということなんです。

○政府委員(北山宏幸君) 労働安全衛生規則の第三百八十九条の九という規定がございすけれども、この規定は隧道等の建設の作業を行うときは事業者に対し緊急時に備えてサイレン等の警報設備の備えつけ措置等を講ずべき旨規定しているところでございます。

現在、調査を進めている内容といたしましては、こういった警報装置等の設置であるとか、あるいは避難連絡等が適切であったかどうかとか、先ほど申しましたように、仮り締め切り部の設計、施工に問題がなかったかどうか、それから河川の水位の監視体制とか緊急時の通報体制等に問題がなかったかどうかということも現在調査しているわけでございますけれども、緊急時に備えるサイレン等の警報設備の設置につきまして、現在その他の点も含めまして所轄の労働基準監督署において労働安全衛生法等の違反の疑いで捜査を進めておりますので、その詳細については説明を差し控えていただきたいと思います。

○山中都子君 要するに、サイレンが取りつくてあったのかどうか。サイレンが鳴らなかつたことは事実なんですか、あなたのおっしゃった三百八十九条ですか、それがあつたのかどうか。だから、それはどうだったんですかというのを伺っているんで、ちょっと簡単に答えていただければいいの。そういうことは取りついてもなかったし、実際に鳴らなかつたわけだから、手落ちとかいふんなものがあつたわけでしょう。それでどういう本当痛ましい犠牲が出る事故になつたわけなんだから、そこところはどうかしたのかということも伺っているんで、私どもが質問できる時間というのは非常に限られていまして、大変恐縮ですが、中身がわかるように端的に答えていただきたいと思います。

○政府委員(北山宏幸君) 坑内にいた方は全員死亡しているわけでございます。その辺のところ、警報装置、サイレンが鳴つたかどうかということも含めまして現在捜査を進めている段階でございす。

○山中都子君 そのところのしつかりした労働省の労働安全というところに対する姿勢というものが、今の調査とか捜査とかそういうことに深入りして議論する暇が今ありません、余裕がありません。ですから、私は今ここでそのことであつたの論争の深入りはいたしません、要は私たちが視察に行つてみても、大臣も労働省もよく御存じだとは思ふんですが、あそこでもたくさんの方々が本当にどうと生命を犠牲にされたというものは、危険だからとにかく避難しなさいということが伝われば避けられた、そういう犠牲です。それをなくするための努力をしなければ、まずそこをどう出発点だ。私はそういう観点からお伺いしていますので、もうこれ以上深入りしないということは、大臣としてのお考えだけちょっと聞かせてください。

私が今申し上げていることについて、労働省は最先端の責任を持つ官庁なんだから、省庁なんだから、ぜひそこそこは、私だけの意見というよりはそれはもう本当に犠牲者の家族、すべての働く人たちの率直な疑問でもあるし、また説明してもらいたい点でもあるし、改善してもらいたい点でもあるわけなので、そのところをぜひお示しいただきたい。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 大変痛ましい事故が起つたことは事実でございますから、その事故が起つたのは原因があつて起つたわけでございますので、どうしたらその事故を防げたかということも、これはきちっと調査をしていかなきゃならないと思ひます。

ただ、部長が多少差し控えておりますのは、これはまさに労働事故の責任がどこにあるかという問題絡みということでありますので、この場でこの段階で正確な判断といひますか説明は差し控えていただきた。まさにいろいろな意見の分かれる責任の所在の関連の問題でありますので、控えていることだと思ひます。

いずれにしても、責任の所在、またどうしたら防げるか、再発がどうしたら防止できるかについては、もうまさに我々の全知恵を絞つてこれに対して究明をしていかなきゃならないと思ひます。また責任の所在がはっきりした場合には厳正な対処を行う、こういうことでなければならぬと思ひます。

○山中都子君 みんな亡くなつたからわからないみたい、今の大臣の御答弁じゃないですよ、その前の御答弁ですけども、そんなことは本当におっしゃらないでいただきた。つまり、サイレンが鳴つて危険だから避難しなさいと言われてわかつていながら、あるいは何らかのそういう緊急の指示があつてわかつていながら、あえて命を落とすなどということがあり得ないじゃないですか。そういうところが問題なんだから、だからそのところを私は申し上げています。そのためにこそこの労働安全衛生法というのがある、それをやっぱり改正していくという問題が出てきていふんだというその原点をあなた方はしつかり踏まえていただかなければ困る。

それで、これは先ほどもし細谷理事からだと思ひますが御質問があつて、私も一点だけちょっとお伺ひしたいんですが、建設業界の場合には、元請、下請、一次下請、二次下請、通称、言葉としては孫請、ひ孫請みたいな、そういう言葉もあるぐらいに重層的な構造なんです。そういう体制があるんです。その議論のよしあしはともかくとして、私も長いこと通信委員会が議論している中で、やはりNITの工事に関する下請問題ですね、それを大分いろいろ研究もして、状況も調べて委員会でも明らかにしてまいりましたが、ピンはねというのか、そういう問題がその中で出てきている。これは常識的にみんながもうお互いに知っていることなんで、そうするとやっぱり安全対策というもののコストが下まで届かないわけ。手抜きがそういうところへいくわけですから安全対策のところに。

それは物の道理というのか、成り行きもさうだし、現実にもさうなわけで、そこをどうするかはやはりきつかりと保障するために、例えば最低でも公共事業、つまり国や地方自治体の事業、そういう場合に、何段もの重層的な業者がかつていって、現実現場で仕事を最終のところが事業者が、安全対策についての経費、それをコストの中にきつかりと保障するというのを公共事業であるから国あるいは地方自治体としてきちんと最後まで責任を持つということが保障されなければいけないというふうに思ふので、その点について建設省の方のお考えというよりも今どうなつていのか、そのところの保障がどういふふうになつていのかということの保障に伺ひます。

○説明員(青山俊樹君) 公共事業を発注する場合における安全衛生に対するコストがどの程度元請、下請の関係まで発注者として関与しているのかというお尋ねだと思いますが、公共土木工事の発注に際しましては、会計法令により予定価格を定めることにいたしておりますので、この予定価格は、工事施工に必要な材料費、労務費、及び直接経費から成る直接工事費と、共通仮設費及び現場

管理費から成る間接工事費及び一般管理費等を合計した積算額をもとにしたものでございまして、総額で定めているわけでございします。

発注者としては、総合工事業者と申ししますか、元請と総枠において契約をするという形になっております。その総枠において契約したものできちつとした品質のものが施工されるということとを契約するわけでございします。

○山中都子君 少なくとも国が発注する事業、地方自治体が発注する事業が今のそういう仕組みになっていることは大まかにわかりました。それがとにかく具体的に実際に仕事に携わるところで保障されなければならないわけですね。そのところが、保障せよという責任が国にもあるし地方自治体にもあると思うんですね。

実際問題としては、一番下のところまでいくとやっぱりコストをたたかってくるから結局安全対策のところは何にもお金が使えない、充てないままに作業をする。したがってこういう事故が出てくるという、そういうことが背景にあるわけですね。そのところを明らかにし、国や地方自治体の責任で実際に作業するところが安全対策についてお金をきちんとかけることができるという、仕組みもそうですし、行政指導の上でも明確な方針が持たなければならないと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○説明員(青山俊樹君) 国及び地方公共団体等の公共工事の発注者が契約を交わしますのは、先ほど申し上げました元請と申ししますか、総合工事業者との間で契約を交わすわけでございまして、その総合工事業者がどんな例えば下請の方を使うとか幾ら下請の方に支払うとか、そういった取り決めは発注者と総合工事業者との間ではございせん。

○山中都子君 そうだということはおわかったけれども、そうではないじゃないんですかということをお伺いいたします。つまり、そのように下へいけばいくほどその

ところが、発注者とは元請のところだけなんだから、その下の方は元請全体が責任持つような仕組みになっていると言えけれども、こういう事故が次々に起こるような状況のもとで、労働行政としてやっぱりそういうものがきちんと下まで保障されるということが責めなければならないという指導なり姿勢ですね、そういうものはお示しいただかなきゃいけないと思っておりますが、いかがでしょうか。大臣にお伺いできれば結構ですが。

○国務大臣(近藤鉄雄君) まさにそういうことでございまして、従来安全の観点から十分じゃなかった小規模の現場についても、監督が行き届くように店社管理者制度をこの際確立していきたい、こういうことでございしますので、できるだけ末端まで、現場に近いところまで安全の配慮等をしてまいりたいということでございします。

○山中都子君 次に、私は過労死の問題についてこの機会にお伺いをいたします。具体的には、事前に若干労働省の方にお示しはしてありますけれども、愛知県にある大同特殊鋼といういわゆる大企業、ここでの過労死問題について伺います。

私の調査では、この会社だけで五件のいわゆる過労死の申請がされています。そのうち一件の松永安弘さんという方についての裁決が四月十七日にございしました。半田労働基署です。そして、これがいわゆる業務外ということで裁決があったわけですね。

私がこれをあえてここで提起いたしますのは、遺族の方もそうですし職場の皆さん方もそうですし、現地において幾ら何でも余りにも業務外とするのは不当であるという強い意見もありますし、またさまざまな新聞や雑誌などでも報じられていて御承知かと思えます。そういう意味で、ここであえて問題にするわけですが、これが業務外という認定がされた中身について、その柱のみ簡潔で結構でございしますからお示しください。

○政府委員(佐藤勝美君) ただいま御質問の事業の労災の認定でございしますけれども、所轄の署、

つまり半田署におきまして業務量、業務内容、作業環境等を詳細に調査いたしましたして、それから専門医等の意見も徴した上で認定基準に照らし合わせて総合的に判断した結果、業務に起因するものとは認められないということで業務外の決定を行なったものであるというふうに承知をいたしております。

○山中都子君 どういう裁決が出たかということ、私も持っておりますから、いわゆる不支給決定通知ですね。だから、そういうことが書いてあるということを知っております。ですから、私が事前に申し上げたのは、争いがあるわけですね。したがって、私の方から今若干申し上げます。そういうことについてどういふふうな経過でもって不支給、つまり業務外となったのかということをお伺いしたいということで御質問申し上げているわけですね。

この方の場合、入社以来、知多工場でクレインの運転の仕事に従事された、そしてこれは台車で運ばれてきた鋼塊、つまり鉄の塊をストリッパークレーンというので一個ずつ高炉に入れて加熱して、さらに取り出して台車に載せて圧延機へ送り出す仕事、これは普通のクレインと異なっていて補助者もないし、また鉄の塊を落とすなどの失敗をすればラインが止まってしまうという、そういう失敗が絶対に許されないという非常に精神的な緊張を要求される仕事だ。この仕事で、六十三年の当時三直二交代というふうになりました、それまでは四直三交代だったんですけれども、だから、余計ハードになってきたわけですね。

実際に線表を調べてみますと、日勤四日、公休二日、夜勤四日、公休二日というサイクルで動いているんですが、日勤の時間帯が八時三十分から午後五時四十分、それから夜勤の時間帯が十時から午前七時三十分、こうなっているわけね。そうすると、これは間があいていますでしよう。例えば、日勤が五時四十分までだと夜勤の人は十時から出てくるわけですね。五時四十分から十時までの間はどうかというと、これは別に休んでいるわけじゃなくて、こういう職場ですから当然のこ

とながら二十四時間作業です。これはみんな残業でやっているんです。残業だとか早出、結局オーバーク、そういうもので働いているという職場なんです。こういうのは別に大同特殊鋼だけじゃありません。いろいろ同様の職場であります。ありますけれども、松永さんという方が死亡した状況というのはそういう状況であったということ、をまず私はお示しをしておきたいと思うのです。

この方は、平成二年一月二十六日に死亡されている。急性心不全ということですね。三十八歳でした。一月二十二日から夜勤に入って、死亡当日は夜勤の四日目だった。だから、朝は超勤になるわけですね。けれども、二十二日は三時間、二十四日は二時間、二十五日は早出一時間、そういう残業をしているんですね。死亡当日も相当疲労がたまっている様子で出勤している。これは奥さんの陳述書もあります。御紹介している時間がないのが残念ですが。夜勤中、午前二時四十五分に仕事中に倒れた。クレインからおりて部品を取りかえに行く最中だったということですね。工場内は吹きさらしで、冬はとても寒い。当日は非常に寒くて、新幹線も雪でおくれたという、そういう状況のも

とだったということですね。一方、ストリッパークレーンというのは、中はヒーターがきいて暑い。しかし、そこから非常に寒い外へ出て重い物を持ったために心臓に過重の負担がかかったという疑いがある。そういう状況で、この方は前に心臓について社内の大同病院の検診でもって心臓が悪いということで診断を受けた経過があるんです。それだったら、当然のことながら、労安法の規定もありますけれども、要するに軽作業にかえるとか、仕事を休ませるとか、そういうことをしなきゃいけないのにそういうこともさせないままにこういうハードな状況のところまで働いている。そういう過程でもって亡くなったわけですね。心臓死ですね。

それに対して、これが業務と関係ないというふうな認定を出す、半田の労基署です。それを出すということは、私は事情をいろいろ細かく調査

しました。ちよつとあり得ないことなんですね。今局長は、通り一遍の通知書の中身をお述べになつて、そういう経過だったとおっしゃったけれども、その具体的な中身は、今私が申し上げましたようないろんな実情、どういふ状況のものか、職場でもつてこういう事故が起こつたのか、死亡されたのかということをおなたの方はもう少し身を入れて調査していただかなきゃいけないし、そのこともお願いを申し上げておきました。そういうことについては、いかがでしょうか。

○説明員(明石智成君) 本件につきましては、労働本省に正式に事前に稟伺等で協議されている事案ではございませんので、ただいまのところ詳細な具体的な内容を把握しておりませんけれども、今先生御指摘のように、私どもは労災請求を受けましたならば、所轄の労働基準監督署の方におきましては、調査担当者その他の関係職員が十二分にいろいろな角度から調査をいたしまして、それで専門医の意見などもきっちり医証という形でとりまして、慎重に検討した上で適正に業務起因性の判断をしている、こういうふうに私どもは理解しております。本件につきましてもそのような形できちんとした手続を踏んでなされたものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○山中郁子君　時短なしはまた時短促進法という法律が衆議院でかかっているわけですけれども、ぜひ労働省の方々、もちろん当然第一義的に労働大臣に耳を傾けていただきたいのですけれども、このケースの場合、奥さんが労災認定申請をするに際して、会社にどういう勤務状況であったのか、健康状況がどうだったのかということについて出してくれというふうにして、教えてほしいと協力を要請しているんです。それに対して、会社側はこれを拒否しているわけです、出さないの。出さないために裁判に訴えたんです。そして、名古屋地裁で、出さなきゃいけませんということとで遺族の方の主張が通ったわけです。そうしたたから会社側は、それが不当だといって、今度名古屋

高裁に抗告したんです。名古屋高裁では、またさらに遺族の主張の方が正しいということで抗告棄却したんです。つまり、そのぐらい会社のやり方はえげつなくて、本当に会社のために一生懸命やってそれで亡くなったわけでしょう、命を落としたわけでしょう。それだったらそういうものぐらい出したらいいいというのよね。それもあるないで、裁判に訴えて二度までやって、それで出したんですよ。そうしたら、今度はちゃんと決められてる。

それは、そちらの方が御承知だと思いますので細かいことは申し上げませんけれども、労働基準監督署で、医者の意見が異なる場合には再度各都道府県の基準局労災医員協議会に諮りそこで審査するというそういう一つの手続がありますね、そのこともやってないんです。それもやってなくて、それで個人的に、恣意的に、署長が恣意的にだれかの意見を聞いた、医者の意見を聞きました、それで判定したと、こういう結果になっているんです。この間には、だから奥さんがほかの病院へ行つて裁判でもって出させた資料に基づいて判定をしてもらっているんです。それは実に詳細な医者の立場からの判定があります。それは当然のことながら業務に起因する、業務と無縁だなんというこ

とはないと、そういう判断が出ているんです。そういう医者のいろいろな違った判断がある場合には、今ここで言う局内、基準局労災医員協議会です、ね、こういうものに諮らなきゃいけないのにこれも諮ってないという事実があります。

これについては、そういう事実があるかないかかということは、関係者の人たちが半田の労基署と話し合いをしているんです。ことしの四月二十七日です。それで、それについて半田署の説明を受けているんです。これは半田労基署の署長の承認も得てテープレコーダーをとってそしてやりとりしているんです。それを全部ここに起こしてあるんですが、ものがあるんです。その中で明らかに署長はそういう医員協議会には諮らなかつたということを明言しているの。諮らなかつたし、自分の任意の医

者の意見を聞いてそういうふうに決めた、こう言うんです。一つの死に対して二つの医者の意見があるんだから、だからそれを労基署の署長がどうして判断できるのか。そういうところに遺族の方や関係者の人たち、また働く人たちの怒りもあるし、それはもうどうしても解明してもらわなきゃならない。私は、だからここで労働省のイニシアチブによって再調査をするということを要求いたします。

もう私に与えられた時間がありませんので、基本的なことで結構です。基本的なこと、結構です。で、中身のさらに突っ込んだことは次の機会にさらに引き続きますので、ぜひこの問題についての、労働省としてそういう労働者の亡くなった方たちの無念と遺族の悲しみと職場のこれからの基本的な問題、それを本場に解決する立場での調査をなさるといってお約束をしていただきました。これはもうぜひ大臣から何えばそれで結構です。引き続き次の機会に申し上げます。

○政府委員(佐藤勝美君) 本件につきましては、事実関係を十分調査の上で認定基準に照らして適正に判断されたものというふうに承知をいたしているところでございます。

○山中郁子君 大臣、どうぞ私の申し上げたことに對してお答えをいただきたい。

○国務大臣(近藤鐵雄君) ただいま局長が申し上げたとおり、労働省としての判断は、客観的な事

実に基づいて、そして医学的な検討の結果にも基づいて決めたものと、私は直接当たっておりませんが、そのように考えております。

○山中都子君 再調査してくださいですね。調

○政府委員(佐藤勝美君) 監督署長の判断について争う場合にはそれなりの手続がございますので、そういう手続に従って審査なら審査が行われ

います。
○山中郁子君 一言。きょうはもう時間がありません。次の機会にまたさらに引き続きこの問題に

ついては私は解明をいたします。いづれにいたしましても、そういう立場から労働省としてのイニシアチブを発揮して調査すると。認定基準そのものにも問題はありますよ。だから、そのことは認定基準に合っている合っていないという私はこそくな議論はしたくないんです。働く人たちの命をどう考えるのかという、あなた方が今言っている時間短縮だとかあるいは生活大国だとかと言っていることは具体的にどういうことなのかということを、そういう立場に立つて対応していただきたい。このことについては、次の機会にまた引き続き解明を図ってきたいと思います。

終わります。

○笹野眞子君　先日、大関安全課長にお世話になりました。私もこの法案の審議をする上で安全とか衛生とかというものが現実になんてなっているかということで現場を視察に参りました。大関課長、大変ありがとうございました。

オーバーなことを言いますと、私たち人類の歴史というのはまさに働くということに対してどう安全で衛生で、そして今度の法律はそれに増して快適という価値観が入っておりますけれども、それを求めるための悪戦苦闘であつたかということ

です。特に、女性の歴史を見ますと女工・貧民史というような毅然とした過去を持っているわけですから、そういう点では視察をして私はその感想としては、人類の努力というのは本当に歩みは遅いかもしれませんが、とにかく一歩一歩前進を

した。なぜかといいますと、私たちが調査に行つたときは、一週間も前でしたのでその間多分現場ではいいところを見せようと頑張つたのかもしれない。しかし、まあいろいろなところに配慮をしていた具体的な例を拝見し、特に労働省の大関

課長ですけれども、非常に毅然たる態度で現場と接しているというのが、これは着意をしていないんだなということを暗に安心したりしながら帰ってまいりました。

そして、この法律を読んでいるうちに、快適な

職場というところで、これはちょっと冗談で申しわけないんですけども、私たちの議員会館も快適な職場にしてみようという私から努力をしないといけない、こう思いながら、しかしこうやって一歩一歩近づけていく努力というのは今後とも怠ってはいけないというような感慨を持ちました。

さてそこで、このごろは何か憲法の話をすると古い人間のような印象をつけられるんですけども、しかし私は、労働行政というのはまさに憲法の二十七条の勤労権というものをいかに具体化するかにということなわけですから、憲法を抜かしての議論はあり得ないというふうに思います。そこで、安全とか衛生というものは、二十五条に認められておりますところの生存権のもっと具体的に、もっと突込んだ権利が勤労権だということに私は思っております。そして、この勤労権という権利も、そのときの生活状態、生活実態というその問題に対して量と質の確にはかりながらこの勤労権の内容というのを変えていかなければいけないと思うんです。それが二十七条の第二項だということに思っております。そういう意味で私は、生活という問題の中の勤労権という権利は常に歴史の発展性をしっかりと具体的に実現していく、そういう権利の一つであるというふうに認識しております。

そこで、大臣にお伺いいたしますけれども、特に私たち連合というのは働くということが最大の価値観になり、働くということが安全で衛生で安心で、しかもそこにゆとり、豊かさ、快適という要素を求めている、そういう組合の団体ですので、この勤労権の把握の仕方が労働省の上で間違っている議論がかみ合わなくなるというふうに思います。

そこで、釈迦に説法かもしれないませんが、大臣は勤労権というものを私と同じような認識であるかどうか、まずもお伺いしたいと思います。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 我が国の国民がひとしく仕事について、そして生活を立派に維持できる

というのが先生おっしゃるようないわゆる憲法に基づいて保障された勤労権の基礎的なコンセプトではないかと思うわけであります。

したがって、勤労権があるんだから失業している人に対しては職業紹介して仕事についていただく、またそのために必要な職業訓練もしよう、こういうことであると思うんであります。そういう基礎的な勤労権のコンセプトから、現在のよう経済がよくなつてまさに生活大国を志向する、こういうような状況の中で、私はこれはいろんな会合の場でもたびたび申し上げてまいりましたけれども、その働く人の条件とか収入とかそういったものはやはり経済があつてのことであり、会社が繁栄して、そして賃金や労働条件が決まってくる。私は、このことを労働条件が会社経済の従属変数であつた、こう言つたわけであります。

そういう状況から、ここまでまいりますと、今度はむしろ勤労者の働く条件がこうで、労働時間がこうで、賃金がこうで、そういったものをこつちを先に決めていくというか、こつちが決まつてそしてそういう労働条件を基礎にした労働者のセツトとして会社の経営を考えると、また産業のセツトとして、こつちを決めてそして会社の経営や産業のあり方を考えていく、こういうふうに従属変数型から独立変数型に切り変えていくんだ、こういうことをいろいろなかで申し上げたわけでありました。そういう意味で、むしろ勤労者の生活条件、雇用条件というものをこつちを決めて、そして一歩でも前進していく。

今度の法律で、安全衛生ということと安全については零細な現場までも安全の配慮が行き届くようにしようということと並行しながら快適な職場づくり、こういう二つの目標を掲げて法改正をお願いしているゆえんも、安全は安全でミニマムな条件でありますけれども、しかし快適な職場という従来のベシックなコンセプトを一歩踏み込んだ

だ、先生のおっしゃるような新しい勤労権の確保というふうな理解していただいてもいいのじゃないかと考える次第でございます。

○笹野貞子君 大臣の独立変数論という議論は、大変私たち勤労者にとつては力強いすばらしい議論だというふうに思っております。

そこで、午前中からあるいは今の御議論でもあつたように、かつて勤労権というのはそういう非常にシビアなぎりぎりの境界を常に引き上げるというそういう考え方、ましてそれは常に不測の努力でしなければいけないことは当然なんですけれども、しかし一方でそういうぎりぎりの境界点をどこまで、理想像に近づけるかという手段、方法があるかというその研究もあわせてしなければいけません。そういう意味で、私は二十世紀という世紀はとりあえずそのぎりぎりの線を一生懸命やってきた。足りない部分は物すくあるような状態はこれは歴然としておりますけれども、今二十一世紀に向けて、私たち連合はもとより豊かなという表現でもって働くということをより楽しいものにしてしようという表現を使うような時代になりました。

そこで、二十一世紀までもうあと何年かあります。私たちはこころを改めて勤労権というのは二十七条二項によつて変えていくんだ、それは先ほど大臣と私と一緒だという認識がありますので、大臣の独立変数論によつて将来労働行政というのは二十一世紀に向けてどのような働くということに対する理想像を掲げていて、この勤労権というのは希望ある勤労権、太陽の輝きを持った勤労権とするためには、大臣のお考えとして二十一世紀にまず何をどう変えることが一番理想の生活大国になる第一のステップだというふうにお考えか、大臣にちょっとお聞きしたい。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 大変大事な御質問でございます。

ただ私は、二十一世紀の前にまず今度の法案を通じて、快適な職場をつくるためには例えば各工場に休養施設があるとか、それから明るい雰囲気

も向上するとか、防災、防音というふうなことはもちろんとして、そういうことをするために、さつきのこつちが先だ、勤労者が先だ、こう申し上げても、やっぱり会社と経営があるわけでありまして、それをできるように助成金とかそれから低利融資を考えるとこれも大事な手段であるし、片方で労働時間短縮を進めよう、こういうことでありますけれども、これもそう言つた目標の生産ができないよ、こういう工場があることはわかつています。

ロボット化を進めて、そして労働時間短縮したけれども従来どおり生産が確保できる、そういったまさにベシックな勤労権から拡大しようという、レベルアップした勤労権が実現できるようになすといういろんな諸般の政策について会社側にも協力していただき、会社が今度の改正のポイントであり、御審議いただく時短促進法の中でもそういうことを考え、そういうことをまずベシックに持ち上げた上で、さあ二十一世紀、これはまさに価値観の多様の時代でございますから、私たち政治家や役人がこれが理想的な勤労者像だよというふうな押しつけることではないかと思

皆さんが多様ないろんな将来設計を、人生設計をお持ちなことだと思ひますが、ただ私は、やはり快適な職場で、時短が進んで、そしてそう言つた通勤に二時間も満員電車であるなどということとは困るから、これは非常に単純化して言えば、三十分以内にマイホームがあつて、そしてそこで家族で安心した生活ができる。快適な職場と快適な労働条件、そして通勤が可能なところのいわばマイホームというのが一つの基礎であつて、それぞれまさに多価値時代でございますから、そこからは先ほどもお話をしておきましたことではないか、かように考えております。

○笹野貞子君 私、大臣のお考えは大変結構だと思ひます。しかし、現状の日本を見ると、理想像は掲げていてもそれになかなか遠い現状

があるということもまた事実なんです。例えば午前中からやりましたように、過労死の問題、単身赴任の問題、それから住宅の問題、通勤のラッシュ、一極集中の問題あるいは教育の問題、老親の介護、もう数え上げると切りがありません。こういうゆとり、豊かさ、理想の職場像と二十一世紀を見据えた現状を見ると、その二十一世紀に対して非常に矛盾、そして悲劇、怒りというのが今もう混然としているわけです。

私が何をここで言いたいのかといいますと、つまり労働行政というのは急がなければいけないという、非常にのきなことを言っているけれども行政であるということ、労働省の皆さん方が大臣を初め解決しなければならぬ問題がたくさんあつて、理想を言うのは一向に構わないんですけれども、二十世紀はともかく一番過酷なことを引き上げようというこういう現状であつたわけですが、今度は快適と言うならば、非常に急いでやらなければいけない問題がたくさんあるという御認識をいただきたい。そのためには財政もしっかりしなければいけないわけですから、大臣は自信を持ってやっぱり働くという価値観がこれから二十一世紀に対して大変重大なことになることを大蔵省に真剣に言っていたきたい。そのために午前中から出ている御議論というのは非常に私は重大な議論だつたというふうに思います。そういうことを早く解決しながら、やっぱり二十一世紀の理想像を求めるようなそういう行政になつていただきたいと思ひます。

そこで、ちよつと具体的な質問に入らせていただきますけれども、日本の現状を国際比較してみますと非常に違いが出てまいります。例えば、午前中、建築関係の事故死というのを細谷先生から非常に具体的に御指摘いただきましたけれども、この建築業の事故死の国際比較をしてみますと歴然と違うんです。ちよつと数字がありますので読んでみますが、一九八九年をとりますと、アメリカでは二二・二％、イギリスでは二八・〇％、フランスでは二七・五％、西ドイツ、これは一九八

六年ですが、一五・八％です。では日本は何％かといひますと、一九八九年の統計では四二％と、諸外国に比べると倍も高い率になつてゐるわけですね。

経済大国とか生活大国と言われる日本が、外国と比較すると事故死が倍ぐらい高いという原因は何にあると大臣は思ひますでしょうか。そして、どうしたらいいでしょうか。このところの御見解をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(近藤鉄雄) 先生の御指摘にもござりますけれども、死亡者数の国際比較は、資料によりますと、人口比で考えますと憂へられた状況ではないけれども、私はそんなに悪くはないのかなという感じがいたします。その中で建設業の死亡が比較的大きいじゃないかということござりますが、まさに今度の法案を御審議いただいてい

る趣旨もそこにあるわけでございます。これは、私の全く個人的な考えでござりますけれども、途上国は別として、先進国と比較して日本の建設業というのはまだまだ手作業のウエートが高いのじゃないかなと。先進欧米各国と比較して、機械化をし、ロボット化していく余地がもつとあつて、そういうことが進んでまいりますと、建設業に由来する死亡事故というのはこれから相当軽減されるのではないかと。私は、かねてからそういうふうな思つておつたわけでありまして、こういう数字を見せていただいてそんな感じがいたします。

○笹野眞子君 数字というのは割と説得力がありまして、私などは、日本は相当技術が進んでいるんじゃないかという間違つた認識を持つておりました。今大臣も言つたように、手作業が多かつたりますという盲点がまだすくあるんですね。それが午前中からの議論の中でもあつたと思ひます。労働行政として、国際比較によるこの驚くような数字というのは、これは余り名譽あることではないと思ひますので、真剣に取り組まなければいけない問題だというふうに思つております。そこで、この安全に対しては、午前中の御議論

では非常にいろいろありましたので、そういうことを踏まえて、それ以外に私見をいたしましてこんなふうな思つてゐるんです。

イギリスを見ますと、イギリスは二八・〇％。日本の約半分ですけれども、イギリスの安全対策の取り組みを見ますと、職場ごとに安全代表者というのをつくつて職場の安全を守つてゐるわけですね。そして、安全代表者というものは大変訓練を受けて職場の中を見守つてゐる。ところが、この代表者の中にはそういう訓練を受けた労働組合の人が必ず入つていて、職場の中で労働者が非常にこれはきついか、これは危ないとか、こゝは不衛生だというようなことを直接聞いて、それを会社と話し合ひながら安全対策を考えてゐるという現状があります。

しかし一方、日本の職場を見ますと、労働組合の人を入れてそういうことをする人ということには私の知る限りではあり得ませんし、またそんなことをすると非常に嫌うと思ふんです。大臣の理想とはまさにかけ離れた現状が職場の中にあると思ひます。そういう意味で、このイギリスの例、労働組合の安全代表者という人が入つて、そして安全を確保しているということに対して大臣はどうでしょうか。これはイギリスの例に倣つて見習うべきだと思ふでしょうか。それともそんなのはやらないで言うでしょうか。もし見習うべきだと言ふのなら、私たち連合はすぐにでもこういういい施策は取り上げていただきたいと思ふんですが、大臣のお考えを聞かせてください。

○国務大臣(近藤鉄雄) 私は、立場上経営者の方々ともお会いする機会も多いし、また組合の幹部の方々ともお会いする機会がござります。例えば、安全とか衛生という経営サイドから見ると、これはわかりやすく言えばトップダウンだと思ふんですね。それから組合の立場から物を見るのはボトムアップという、下からくみ上げる。役所全体の中でも、建設省はマネジメントサイド、いわば発注者側物を見てゐるし、労働省はいわば勤労者側に立つて物を見てゐる。だから個人の

労働者を中心に行政を考える。したがつて、片や建設省がやる、片や労働省がやるという、わかりやすく言うところのトップダウンとボトムアップで両方から見ながら大抵いい線にいくのかなと、こう思つて、役所間の調整、協力が非常に大事だと思つておるのござります。そういう観点から見てまいりますと、先生の御指摘にござりましたように、職場の安全と衛生という点においての組合の果たすべき役割は極めて大きいんじゃないか、かように考えます。

ただ、私も詳しいことはよくわかりませんが、イギリスなんかの場合には末端まで全部組合組織になつていて、そういう組合の機能が働いておつて、我が国の場合には、建設現場ということになるとまさに元請から下請と入つてきますと、そういう意味の組織としての組合のチェック機能というものが必ずしもないというか、むしろ存在していないというのが実情でござります。そう考へてくると、今度の法律の中でも店社安全衛生管理者を配置して、そして末端まで会社が責任を持つて見るということをやまづ徹底していく必要がある、かように考へてゐるわけでございます。

○笹野眞子君 今度の改正ではそういうチェック機能を強化する、これはそれなりにいいと思ふんですが、午前中のお話の中でも、つまり建設する側にそういう現場の人がいないとか、あるいは今度のこの快速職場のガイドラインが出ております。「快速職場の実現に向けて」という懇談会の報告書を拝見いたしましたけれども、この懇談会のメンバーを見ましても組合からたつた一人しか入つていない。あとはこういう職場ではなくて学者とか経営者の方からしか入つていない。そうすると、どうも日本は、先ほどの午前中からの議論を見ましても、本当に働く人の安全とか衛生とか快速というところ上の空論ばかりというの、私が先ほどから思つてゐた感想なんです。そういう意味では、これからの安全というのは机上の空論ではなくて、労働省をいたしましては、本当にその場にいる人なことをわかつてゐる

人の意見を吸い上げるというそういう体質がない限り、ただ法律で縛ればいいんだとかそういう安易な考え方になってしまふんじゃないかと思うんですが、その点だけどうでしょうか。

○政府委員(佐藤勝美君) まず、先ほどの御質問に若干補足をさせていただきます。

イギリスの例を御紹介いただきましたけれども、イギリスの場合は、大臣からもお答えがありましたように、労働組合の組織率等について日本と大変違いがあるということがありますが、我が国の安全衛生法におきましても、事業内に安全委員会あるいは衛生委員会、場合によっては安全衛生委員会ということになるんですが、そういうところには労働者代表も加わって職場の安全問題について協議をする場というものが設けられておるわけでございます。これはイギリスの場合とどういふふうな違いがあり、あるいはどういふ点で同じであるかということとは私詳しく申し上げる知識がございませんけれども、一応そういうようなことで労働者の意見が職場の安全衛生の問題に反映されるような仕組みも設けられておるところでございます。

それから、ただいまの快速職場の懇談会でございませうけれども、昨年、これは審議会とは別に私も行政当局の案をつくる上での参考とさせていただきますために有識者の方に集まっていたわけで、その中には労働団体の方も加わっていたわけでございませうけれども、さらにその懇談会での結論をもとにして中央労働基準審議会という御議論をいただいたわけですが、この中央労働基準審議会には、申すまでもなくこれは三者構成ということで労働者の代表にも参加をさせていただいていろいろ御議論いただいたところでございます。

私どもとしては、労使それぞれの意見が私どものやる施策に十分に反映をされますように、今後とも留意をしましてまいりたいというふうに思っております。

○笹野貞子君 せいぜいそういう意味でひとつ御

努力いただきましたして、働く者の意見、女性の意見大変女性なんかも少ないものですから、そういう点では審議会の中とか懇談会に女性の意見も入れていただきたいというふうに思っています。

それでは、時間もありませんのでちょっと具体的なことをお尋ねいたしますけれども、今回の改正の中でクレーンとかそういう特殊な運転をする人が事故を起こした場合には講習をする、そしてその職場の安全管理者にも講習をするということになっておりますけれども、これは当然と言えば当然で、今までやっていなかったこと自身が不思議なんです、ちよつとこの条文を見ますと有給が無給か何かも書いておりませんが、講習するときにはこれは当然有給で講習するんですね。有給と云うのは休むわけですから、有給で講習するということですね。

○政府委員(北山幸君) 安全衛生教育につきましては、労働者がその業務に従事する場合の労働災害の防止を図るため、事業者の責任において実施されなければならないものであるというふうに思っております。したがって、所定労働時間内に行うことを原則としておりまして、また安全衛生教育の実施に要する時間は労働時間というふうには解されると思っておりますので、この教育が法定時間外に行われた場合には当然割り増し賃金が支払われなければならない。また、企業外で行う場合には、講習会費であるとか講習旅費等につきましても事業者が負担をすべきということを通達で示しているところでございます。

さらに、能力向上教育等につきましても、労働災害防止対策を円滑に進めるため、労働者の負担なく実施されるように今後とも指導をしましてまいりたいというふうに思っております。

○笹野貞子君 それならば安心いたしました。私が今度の改正で一番興味を持ったのは快速な職場という言葉でした。快速な作業所から職場という言葉に変えたというのは、これは先ほど大臣がお話したように、非常に働くということをグローバルにとらえて言ったんじゃないかというふう

うに私は解釈しておるわけです。私は経験がないので余り大きな声で言えないんですが、セクシュアルハラスメントという問題が今女性の中で非常に大きな問題になっておりまして、快速という言葉を使うならば、これから労働省もそういうところもやっぱり対象にしていかなければいけないというふうに思いますので、いずれそういうこともお考えいただきたいと思っております。

さて最後に、私はきょうは二十一世紀へ向けての労働行政というふうにお聞きをいたしましたので、最後大臣にちよつと奇想天外なことをお話をして私の質問を終えさせていただきますと思っております。

今私たち働く者が一番しなければいけないし、一番困っているというのは、やっぱり文化の面だと思っております。これから文化というものを勤労というもののの中に入れていかなきゃいけない。そのためには、私たち働く者が今直接困っているのは自分の子供の教育ということだと思っております。二人大学に入れるということとは、親はもうひいひい言わなきゃいけない。しかし、これは何も学歴をつけるという意味では私はもちろんないと思っております。

そこで、私が労働委員になってまだ浅いのですけれども、そういう行政を積極的にやるためには労働省というのは二十一世紀に何をやるか。これは企業からだけお金を取ったりあるいは働く人からお金を取るという、そういう消極的な行政じゃなくて、両方から文化のために提出してもらい、そして労働省もそういうために多額のお金を取って、まあ連合労働大学とでも言うんでしょうか、高い能力、高い技術、高い働くという喜びをするという大きな発想というのが必要じゃないかと思うんですが、これは私自身も二十一世紀に向けての話ですので、そういうような考え方というのは大臣はいかがなものでしょうか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 大変大きな問題を提起されたわけでございます。大変大きな問題、本当に働

く国民が豊かで健やかでゆとりのある生活ができるためには東京一極集中では絶対だめだと、こう確信を持っております。山形でも大分でも鳥取でもどこでもいいわけでありまして、地方に行けばまだまだ我が国に豊かな自然が残っておりますし、それで土地もパブルとは関係なしに非常に安いわけでございますから、単に工場だけじゃなしに、人と工場と分散いたし、工場と従業員が地方に一緒に行って、そしてまさに新しい工場で快速な職場を確保して、そして通勤もそれこそ車でなくたって自転車でも十五分も走れば相当走れますから、そこで極めてしよしやな、デラックスでなくてもいいけれどもしかるべきマイホームを持つと、これが私は人間の生活のあるべき姿と一貫して思っているわけでございます。労働大臣としてもそういう形で、企業も勤労者も一緒に地方に分散できる、そのかわり企業が一緒に行ったときは固定資産税を減免するだとか、従業員も一緒にいらしたときには従業員についても固定資産税を減免するだとか、そういう措置を講ずるようないろいろ考えてまいりたい。労働省も今検討しております。

そこで、先ほどちよつと申しましたけれども、なぜいらつしやらないかという、理屈はわかっているけれども嫌だと、子供の教育ですね、それから文化。文化といっても、私はもう東京に二十年おりますけれども、おおよそ歌舞伎に行ったことは一回か二回あるのかな。音楽会なんかにはほとんど行ったことがないんです、二十年間。ただ、やはり歌舞伎が見られたり国際音楽会に出かけたり、アクセスがあるということが不思議と何か文化的な気になつちゃうんです、実際は行かないんだけれども。だから、地方のそういう大学、学校それから美術館とか図書館とかそれからコンサートホールとか、そういうものの整備にも、これは労働省だけの問題じゃありませんけれども、労働省もそういうことを多少できる力もございまして、まず労働省が先駆けて各省を引っ張ってこういうことをぜひやってみ

い、こういうふうに思うわけでありませう。

まさに、一極集中を排して、日本の勤労者がこの美しい国土のどこにでも出ていってそれだけの生活ができるようなそういう枠組みづくり、あえて二十一世紀にどうだおっしゃるなら、新しい二十一世紀の労働行政の方向ではないか。私は労働大臣でございますが、労働行政からもこれはぜひ進めてまいりたい、かように考えております。

○笹野貴子 ひとつ大臣、頑張つて二十一世紀に向けてやっていただきます。

○西川潔 どうぞよろしく願ひいたします。重複するところはお許しくださいと思ひます。

労働災害によります平成二年の休業四日以上死傷者は約二十万人で、前年より三・六パー減りましたが、死亡者は二千五百五十人で、逆に前年より五・四パーふえております。三人以上の死傷者が出た労働災害を重大災害と、こう言うわけですが、近年重大災害がふえております。先生方からいろいろお話も出ましたが、我が地元大阪でも泉佐野市の食品のコンビナートでの製油工場の爆破事故、二月には海上自衛隊厚木基地内の体育館の事故などいろいろ出ております。

死亡災害の規模別発生状況を見ますと、四割が十人未満の小さな事業場で起こっております。次いで十人から二十九人、三十人から四十九人の事業場の順に多いわけですが、全体の八割が五十人未満の事業場で発生しております。

このような状況から、今回の法改正が行われると思うんですが、この中でも高齢者の労働災害が相変らず多いわけです。休業四日以上労働災害について見ますと、五十歳以上の被害者の労働災害全体に占める割合は四〇パーを超えております。その割合は増加傾向にあるということでございます。高年齢者の災害の状況についてどのような認識を持っておられるのか、また原因をどういうふうに分けておられるのか、それに対する労働省のお考えをお聞かせいただきたいと思

います。

○政府委員(佐藤勝美君) 御指摘のとおり、五十歳以上の高年齢者といいますが、こういう方々の被災率は若年者者に比して大変高くなっております。ございませう。かつ、その占める割合も年々高くなつてきている、こういう傾向にあるわけでございますが、平成二年度について見ますと、ただいまおっしゃいましたように、労働災害に占める率としても四三、三、こういうことになっておるわけでございます。その原因でございますけれども、高年齢労働者は年を加えることによりまして身体機能が低下をされているということ、それから高年齢労働者数が増加しているというようなことがあると考えております。

そのために、労働省といたしましては、労働災害を防止する観点から高年齢労働者の安全衛生対策の充実が必要であるというふうに考えております。こういったことから事業者に対して、高年齢者が安全に就業できるよう明るさ、あるいは床面の段差の改善等の対応が進められるように啓発をしております。それから、平成三年度におきましては、高年齢者を対象とした安全衛生改善事例の収集を行ひまして、こういった事例を事業者の方々に提供をするというふうなことで、それから機械設備や作業方法の改善について調査研究を行ひまして、これらを高年齢労働者の災害防止のためのガイドラインとして取りまとめ、関係者の参考にしていただきたい、こういうふうにご考えております。

○西川潔 安全衛生法第六十二条には、「事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうよう努めなければならない」という定めがあるわけですが、高年齢者の方々にこの対応として大切なことは、仕事に人を合わせるということではなく、人に仕事を合わせるということが僕は基本だと思ひます。

ためには、働き盛りのころから対応が必要だと思ひます。労働省の調査によりますと、仕事に伴う疲労やストレスを感じている労働者の割合が増加をしております。身体的疲労を感じている労働者が七割ほどいらつしやる。仕事などで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者が五五、五、過半数を超えているわけですが、例えば大臣のお仕事も大変だと思ひますけれども、ストレス解消というのはどういふことをしておられるのでしょうか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 私は余りストレスを感じない方かもしれませんが、余り過去のことにこだわらないんです、前しか見ないものですから。余りこだわらないんですけれども、もう一つ寝るのが得意でございます、バタンキューで朝まで眠っちゃうと大体すっきりしちゃうんで、その点は非常に体の構造が単純にできているわけでございます。

実は、労働災害保険という制度がございますが、これは災害が起つてから保険でやるわけだけども、私はこれからこの労働災害保険というコンセプトを少し検討し直して、新しいコンセプトでまさに労働者健康管理保険みたいな形にこれは考えることができないかなと、私的に、プライベートに、ひそかに思つておるわけでございます。やはりこういった突然死で死んでしまつたらもう労働保険も何もないわけだから、事前にチェックする、そのためには人間ドックとかそういう簡単な健康検査を常時やつていくと、起つてしまつてからの保険じゃなしに、起つていないための防衛的な保険といひますが、保障といひますか、そういったことについて一歩これからの我々の労働健康管理、労働災害保険というものをひとつコンセプトを広げていくことかな、こういうことも実は内々考へ始めているところでございませう。

○西川潔 続いて大臣にお伺ひしたいんですが、国民の意識といひますのは変わつてきておるわけですが、労働者の意識も変わつてきておるわけですが、労働者の意識も変わつてきておるわけですが、単に給料が高いからいいというわけではなく、時短の問題もありまふけれども、こうした労働者の意識の変化には、健康に対する強い関心とゆとりあるライフスタイルを求めるといふ大きな流れがあると思ひます。

あると思ひます。

労働省の調査によりますと、仕事に伴う疲労やストレスを感じている労働者の割合が増加をしております。身体的疲労を感じている労働者が七割ほどいらつしやる。仕事などで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者が五五、五、過半数を超えているわけですが、例えば大臣のお仕事も大変だと思ひますけれども、ストレス解消というのはどういふことをしておられるのでしょうか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) 私は余りストレスを感じない方かもしれませんが、余り過去のことにこだわらないんです、前しか見ないものですから。余りこだわらないんですけれども、もう一つ寝るのが得意でございます、バタンキューで朝まで眠っちゃうと大体すっきりしちゃうんで、その点は非常に体の構造が単純にできているわけでございます。

それから、あと私は東京で仕事しなければ選挙区に帰ります。そうすると、東京は九段の議員宿舎の三LDKに女房と子供二人でがしがしややつておりますが、田舎に帰れば曲がりなりにも我が家でございますから、多少大きな家があつて、そこで緑に囲まれていますから、やはり一週間に一遍田舎に帰つて山形の山に接しないとも調子がおかしい。

偉そうなことを言う割には大変素朴で原始的な生活をしておりますので、余り皆さんの御参考にならないんじゃないかと思ひますけれども、大変単純な生活をしております。

○西川潔 今大臣のお話をお伺ひいたしました、過去のことを余りよくよと思ひない、我々もそうしたいんですけれども、委員会があるといひますと何日か前から問題もつくらなければいけません。政治家といひますのは過去を省して現在を大切にす、未来、国民のために一生懸命頑張らなければいけないと思ひますけれども、大臣のお話、そういうストレスの解消法をなぜお伺ひしたかと申し上げますと、次にお伺ひしたいことにつながるわけですが、

労働省が取り組まれている、僕も随分前から皆さん方に随分PRをさせていただいていますが、どうもこれが広まっていない。労働省のPR不足もあるんじゃないかと、トータル・ヘルス・プロモーション、T H Pという運動をもっと広めていってほしいなというところをお願いしたいんですけど、改めてT H Pというこの運動について御説明いただきたいんですが。

○政府委員(北山宏幸君) 昭和六十三年に改正をされました労働安全衛生法第七十条の二の第一項の規定に基づきまして、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」というのを労働省で公表したわけでございます。

この指針では、労働者の健康保持増進対策の基本的な考え方及び事業者が行う健康保持増進措置の原則的な実施方法が定められているわけでございます。

【理事仲川幸男君退席、委員長着席】

労働省では、これに基づきまして、心と体の健康づくり、御指摘のトータル・ヘルス・プロモーションプラン、T H Pと申しておりますけれども、その普及を推進しているところでございます。

このT H Pは、日常生活状況調査であるとかあるいは医学的検査、運動機能検査などの健康測定を実施いたしまして、その結果に基づいて産業医が中心となつてほかの健康づくり、いろんなスタッフがおりますけれども、そのスタッフとともに労働者に対して心身両面からの健康指導を行うものでございます。

健康測定項目は、一つは問診ということで既往歴、業務歴、家族歴、自覚症状等を問診でやる。それから、生活状況調査ということで、仕事の内容であるとかあるいは通勤方法、生活のリズム、趣味、嗜好、運動習慣、運動歴、食生活、メンタルヘルス等、それから具体的な診察、それから医学的な検査であるとか運動機能検査、これは筋力であるとか筋持久力、柔軟性、敏捷性、平衡性、全身持久力、そういったことから成っているわけ

でございますけれども、そういった運動機能検査ということが健康測定項目になっているわけでございます。

健康づくりのスタッフの養成につきましては、健康測定研修、それからヘルスケアトレーナー、それからヘルスケアリーダー、心理相談員、産業保健指導者、産業保健指導者等の六種類の健康づくりスタッフについて実施をされているところでございまして、T H Pというのはこういう運動でございます。

○西川潔君 今伺いただけでも本場にすばらしいメニューだと思ふんですけども、本場に助成金も一千五百万円とか二千万円とか高額なお金をお借りしてそういうことができるわけですから、今日の経済環境の厳しい変化、著しい技術革新の進み中で、社員の健康を保つためにはどのようなすればよいのか。また、企業にとって、経営の基本的な問題といたしまして、社員を大切にすることへの認識が高まり企業福祉が大きな柱として重要な問題になると思ふます。T H P運動によりまして、心と体の両面にわたる健康的な生活習慣が身につくことは大変よいことと思ふます。

企業におけるT H P運動の取り組み状況、そしてまた普及はどのようになっているのか、経営者や労働者の間でT H Pの運動についてはどのような評価をされているのかというのを現時点で御いしたいんですが。

○政府委員(北山宏幸君) 労働者の健康保持増進することは事業者の義務であるというふうに考えております。

T H Pを推進するための健康づくりスタッフは、原則として各事業場に配置をされるべきではないかというふうに思っています。しかしながら、事業場がこれらのスタッフのすべてを確保することができない場合には、企業外の適当な労働者健康増進サービス機関等に委託をしましてT H Pを実施するように、また行政としても各事業場を指導しているところでございます。

この労働者健康保持増進サービス機関は、平成四年三月三十一日現在で百六十九機関でございます。これら、全国各地に設置をされております。これらの機関を利用してT H P制度の助成を受けて健康測定を実施した企業数は、平成三年度においては千五百六十五社であったわけでございます。

それから、平成三年三月に実施いたしました労働力尊重時代の人事施策に関する調査及び働き盛りの労働者の意識に関する調査において、企業が従業員の福祉向上のために今後重点を置いていきたいという施策について問うたのに対しては、従業員の心身の健康づくりという回答が四三・八%とトップになっているわけでございます。また、労働者が会社に対して今後充実してほしいという福利厚生施策は、やはり従業員の心身の健康づくりがトップであったというような調査結果もございました。この調査から見ましても、T H Pに対して労使の関心の高さがうかがえるわけでございます。T H Pが普及する機運が形成されつつあるというふうに思っているところでございます。

先生にもT H Pの普及促進についていろいろと御指導、御協力をいただいていることにつきまして心から感謝を申し上げます。労働省としまして、T H Pの普及を行政の重点としまして、今後とも積極的に推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○西川潔君 心と体の健康づくり運動、T H Pがもっと本場に浸透していただきたいと思います。

少し気になることがありまして、これは労働省の平成二年に行われました労働者福祉施設制度等調査によりますと、企業に健康増進施設があるかないか、大企業ではほとんど健康増進施設があるのに対して、三十人から九十九人規模の中小企業では、四七・三%健康増進施設に取り組んでいない状況にあるわけです。T H P運動の考え方や事業は大変いいものですから、中小企業ではまだまだ浸透していないわけですから、中小

企業の方では人手不足でもありますので、社員がこの運動に参加するために会社を休んだ場合なんかは生産性が落ち込んで実施がなかなか困難というのが現状ではないかと思うわけですが、中小企業への普及や促進策についてはどのような今後取り組みでいかれるのか。

こうして質問することは、聞くのは簡単ですが、けれども本場に難しい問題であると思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤勝美君) 御指摘のように、大きな企業では自分のところでいろいろ施設を持ってやっているという実績があるわけですが、中小企業におきましてはなかなかそういうぐあいにはいかないということで、今後は中小企業におきましてT H Pの普及促進を図ることが重要であるというふうに思っております。

そのために、P Rといいますが周知徹底を図ることはもちろん必要でございますけれども、それととも一つ一つの助成策を講じておるわけでございます。つまり、T H P制度によりまして、労働者健康保持増進サービス機関で健康測定それから健康指導を受けた場合に、労働者の数が三百人を超える事業者、言ってみれば大きな事業所でござい

ますが、そういうところに対してはかかる費用の三分の一を助成する。これに対して、労働者の数が三百人以下の中小企業事業者に対しては、三分の一ではなくてかかる費用の三分の二を助成しているというふうな制度をとっております。

こういう制度のあること、あるいはこの制度の利用を勧奨するというようなことで中小企業にこの制度が普及していくように今後も努めたいというふうに思っております。

○西川潔君 次に、産業別の状況を見てみますと、健康増進施設がない企業の割合が五〇パーを超え、産業は、卸売・小売業、飲食店が五二・四%です。運輸・通信業が五一・二%です。サービス業が五〇・二%、こうなっておりますが、今度は産業別の取り組みについてどういうふうに御指導さ

れていられるのかというのきょうお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤勝美君) この健康増進施策への取り組み状況、確かに産業によって大変状況が違ふわけでございます。それは平成三年一月に実施をいたしました調査でも、ただいま先生から御指摘がありましたような状況であるというふうに承知をいたしております。

そういう状況を改善するための方策でございますけれども、T H P の普及を図るために、労働省では各種の大会、会議を開催いたしまして、事業者の理解を求めるとともに、実施を委託しております中央労働災害防止協会でございますけれども、この団体に対してはT H P のリーフレット等を作成し、T H P の広報、それから普及を図るように依頼いたしております。

また、地方におきましては、各都道府県労働基準局におきましても、地域の実情に応じまして、T H P の推進要綱・指針を策定する、あるいはT H P 連絡協議会を設置して健康づくりイベントの開催をする等いろいろな施策を講じてこの制度の周知、普及に努めておるところでございます。

○西川潔君 次に、T H P 運動では、心理相談員がメンタルヘルスケアを行うと、こう記されておりますが、中小企業では健康増進のためのスタッフを置くことはかなり難しいと思われま。

お伺いいたしますと、人の問題、お金の問題ということでございますが、手軽な料金で委託できる外部機関があればということですが、これは現状はいかがでしょう。

○政府委員(北山宏幸君) 昭和六十三年に労働省が実施いたしました労働者の健康状況調査によりますと、仕事や職業生活に関することで強い不安あるいは悩み、ストレスを感じている労働者が五五%もいるという、半数を超えている状況でございます。こうした状況を踏まえまして、労働者のストレスを軽減するために、T H P の中にメンタルヘルスケアを取り入れられているところでございます。

T H P におきましては、事業場に専門家がいない場合には、労働者健康増進サービス機関の心理相談員が、医師の作成した健康指導表に基づいてメンタルヘルスケアを行うことになっているわけでございます。労働者健康増進サービス機関というのは、まだ全国で百六十九機関ということで少ないわけでございます。今後その増設にも努めまして、メンタルヘルスケアが手軽に行えるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○西川潔君 言うまでもなく、人、物、金、情報は、企業経営のための四大資源であります。しかし、物、金、情報を動かすのはやっぱり人でありま。その人間が心身ともにはたつとしないのでは企業発展はあり得ないということですから、人を大切にする人間的な温かみのある職場づくりが大切であると思ひます。働く人すべてを対象とする心と体の健康づくり運動の実施そのものが医療費の減少、そしてまた労働災害の減少にもつながると思ひます。

このT H P 運動をもっと普及させるためには、中小企業の事業主への積極的な助成、また中小企業労働者が気軽にこの運動に参加できるように、実施のための受け皿づくりというのが、一層進まなければいけないと思ひます。大臣いかがでございますか。

○国務大臣(近藤鉄雄君) まさに先生の御指摘のとおりだと思ひます。

率直に言つて、大企業の場合にはそういったいろいろな余力があれば施設もあるし、普及が進んでおるわけでございますが、御指摘の中小企業においてはまだまだ余儀なしの感がございます。私は、やはりこれは横並びで、地域ぐるみとか、業界ぐるみで一斉にいくということがどうしても必要かなと。そうすると、一種のファッション化していきま。それから、だか。そういうムードづくりに、地域地域の例えば商工会議所とか商工会とか、また地場物産組合とか建設組合とか、そういう地場の業界団体を通じて一斉にみんなやろう

と、そういう雰囲気をつくつて、その場合にはこういった助成の措置がありますよということ。積極的に労働者の出先の機関がP R に相努める、そういうことでぜひひとつこういういい計画を速やかにさらに一層普及させてまいりたいと考えております。

○西川潔君 次に、快適職場の形成促進についてお伺いしたいと思います。

提案の趣旨の一つといたしまして、これから就業者の割合が高くなるお年寄りや女性にとつても働きやすい職場環境の形成が必要であることは挙げられておるわけですが、快適職場形成について指針を労働大臣が定めることとなつておるわけですが、お年寄りや女性にとつてどのような内容となるのか、見通しをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(佐藤勝美君) 昨年、快適職場形成についての懇談会を労働省で開きましたときにも、女性の方をメンバーにお願いしまして、大変有益な御意見もいただきました。感銘をしたところでございます。これは、温度、湿度、照度等を適切に保つというようなこと、それから重量物の運搬などの心身の負担の大きい作業の作業方法を改善するということ、それから清潔で使いやすいシャワー設備を設置することというような点で高齢者や女性にも働きやすい職場環境を形成するための必要な措置を定めたいというふうに思つております。こういうことが快適職場形成の内容を実効あるものとするための大事な観点であろうというふうに認識をいたしております。

○西川潔君 快適職場の形成に関する調査によりまして、作業のしやすさに対する高齢者への配慮を行っている事業は全体の四四・七パー、特別の配慮はしていないものが五一・七パーという数字が出ておるわけですが、高齢者に対する快適な職場形成が図られている実態がある程度推測されるわけですが、

具体的に見てみますと、この調査では高齢者への配慮の内容といたしましては、照明の改善、表示等の拡大という作業する上で安全衛生上重要な部分に対する配慮が少し欠けているようにも思われるわけですが、作業環境を快適な状態にするためにはかなり努力が必要で事業所が多いのではないかと思ひます。高齢者にとつて働きやすい作業環境とは何か、指針その他これから具体的に事業者に対していかなければならないと思ひます。お尋ねいたします。

今後、この事業を推進していく上で、高年齢労働者に快適な職場を形成する対策は特別に力を入れるべきだと思ひますが、どういふふうな課題を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤勝美君) 御指摘のように、快適な職場環境の形成に当たりましては、高齢者等にとつて作業のしやすさ配慮がなされていることが大変大事であるというふうに考えております。多くの企業が重量物の運搬などの心身に負担の大きい作業を解消するために設備の改善あるいは照明の改善等によりまして、高齢者に作業しやすい配慮をして快適な職場環境を形成するよう労働省としても必要な援助に努めてまいります。

○西川潔君 時間では最後になりますが、次に快適職場推進アドバイザーについてお伺いをいたします。

事業者に対する相談、援助として快適職場推進アドバイザーを置かれるということでございますが、具体的にどのようなノウハウを持つ方がどのような活動をされるのかというのを最後にお尋ねして、終わりたいと思ひます。

○政府委員(北山宏幸君) 御指摘の快適職場推進アドバイザーにつきましては、各都道府県に一名ずつ配置をすることとしておるところでございます。快適職場推進アドバイザー等につきましては、事業者が行う快適な職場環境の形成に当たつての助言を行うということでございますので、職場改善にかかわる知識を有する者の中から選任したい

というふうを考えているところでございます。

快速職場推進アドバイザー等の職務をいたしましては、一つには快速な職場環境の形成にかかわる普及、啓発活動の実施、二つには快速な職場環境の形成の手法についての技術上の助言、相談及び職場環境改善にかかわる融資であるとか、助成制度などの支援制度の紹介、そういったことを実施することを予定しているところでございいます。

○西川潔君 終わります。

○委員長(向山一人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、川原新次郎君及び平井卓志君が委員を辞任され、その補欠として石川弘君及び岡部三郎君が選任されました。

○委員長(向山一人君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(向山一人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

たします。

案文を朗読いたします。

労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、元方事業者による安全衛生確保措置が適切に講じられるよう指導を強化するとともに、特に中小規模建設現場について、統括安全衛生責任者及び店社安全衛生管理者の選任を含め、安全衛生管理体制の整備充実を図ること。

二、建設工事の事前審査制度を効果的に運用するとともに、事前安全衛生評価のための指針を策定する等により、施工計画の策定段階における事業者の安全衛生確保対策の促進を図ること。

三、施工技術の機械化、高度化の進展及び建設災害の発生状況を踏まえ、安全基準を見直すとともに、危険予知活動の充実その他関係者に対する安全教育の徹底を図ること。

四、公共工事における工期の設定、施工計画の策定等が労働災害の防止に十分配慮されたものとなるよう、関係省庁は格段の努力を払うこと。

五、快速な職場環境の形成の促進が実効あるものとなるよう、改正法の施行に関し労使関係者の意向が十分反映されるよう配慮すること。

六、産業医確保のための積極的対策を講ずるとともに、産業医制度の充実を促進する具体的方策を拡充強化すること。

七、業務に起因する脳・心疾患による突然死を予防する観点から、業務との関連について医学的な調査・研究を進めるとともに、職場における健康管理施策及び労働時間の短縮を積極的に推進すること。また、脳・心疾患に係る突然死等の業務上外の認定については、医学的知見の動向に十分注意を払いつつ適切な

運用に努めるとともに、認定及び不服審査の迅速な処理に努めること。

八、本改正法の円滑な施行と被災者に対する迅速な労働災害補償を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官、労働災害補償保険審査官等の増員と、労働安全衛生等を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止等に即応できる態勢を確立すること。

以上です。

○委員長(向山一人君) ただいま細谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(向山一人君) 全会一致と認めます。よって、細谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、近藤労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。近藤労働大臣。

○国務大臣(近藤鉄雄君) ただいま決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいります所存でございます。

○委員長(向山一人君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(向山一人君) 次に、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案を議題とし、まず政府より趣旨説明を聴取いたします。近藤労働大臣。

○国務大臣(近藤鉄雄君) ただいま議題となりました介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案につきましまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

二十一世紀に向けて我が国における人口の高齢化が急速に進展することに伴い、寝たきり老人、在宅高齢者老人等の要介護者の数は著しく増加し、これに伴いこれらの方々に対する介護の需要が増大することが見込まれております。

こうした状況の中で、介護労働力の供給を見ますと、最近における労働力需給が引き締まり基調で推移する中で、依然として人手不足感は根強く、介護分野における労働力の確保は難しくなっております。

また、近年の出生数の減少等に伴い、我が国の生産年齢人口は一九九五年をピークとして減少に転ずるなど、我が国が戦後初めて経験する状況となることが予想されており、介護労働力の確保は、中長期的かつ構造的な課題として対応していかなければならない問題であります。

このような状況に対処し、介護労働力を確保するためには、事業主がその雇用する介護労働者について行う労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に係る措置を促進するとともに、介護労働者の能力の開発及び向上を進めることにより、介護労働者の福祉の増進を図る必要があります。そのための支援策を総合的、体系的に進めていくことが重要な課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処するため、中央職業安定審議会の建議を踏まえ、介護労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図るための施策を推進するための法律案を作成し、同審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきましまして、概要を御説明いたします。

第一に、労働大臣が、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画を策定し、これに基づき、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して必要な要請を行うこととしております。

第二に、その雇用する介護労働者の福祉の増進

を図るために実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主に対して、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助を行うこととしております。

第三に、労働大臣が、公益法人を介護労働安定センターとして指定し、介護労働者に対する研修等介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行わせることとしております。

第四に、雇用促進事業団に、介護労働者の福祉の増進を図るための施設や設備を設置する事業主、職業紹介事業者等に対する必要な資金の借入れに係る債務の保証等の業務を行わせることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(向山一人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、パートタイム労働者の労働条件改善に関する請願(第一四一六号)(第一四三七号)

第一四一六号 平成四年四月十日受理

パートタイム労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県佐世保市松川町九ノ八 馬

場宏明外千名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一四三七号 平成四年四月十日受理

パートタイム労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県佐世保市松瀬町一、三二〇

ノ一〇 前田喜次外三千名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願(第一六八〇号)

第一六八〇号 平成四年四月十八日受理

トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願

請願者 愛媛県今治市河南町一ノ六ノ九

越智毅外九百九十九名

紹介議員 西阿瑠璃子君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

一、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

第六号中正誤

ページ 段行 誤

三一四 適正

適性 正

平成四年五月二十六日印刷

平成四年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局